

令和３年第２回竹原市議会定例会議事日程 第３号

令和３年６月２２日（火） 午前１０時開議

会議に付した事件

日程第 １ 一般質問

（１）松本 進 議員

（２）下垣内和春 議員

（３）川本 円 議員

令和３年６月２２日開議

(令和３年６月２２日)

議席順	氏 名	出 欠
１	下 垣 内 和 春	出 席
２	今 田 佳 男	出 席
３	竹 橋 和 彦	出 席
４	山 元 経 穂	出 席
５	高 重 洋 介	出 席
６	堀 越 賢 二	出 席
７	川 本 円	出 席
８	井 上 美 津 子	出 席
９	大 川 弘 雄	出 席
１０	道 法 知 江	出 席
１１	宮 原 忠 行	出 席
１２	吉 田 基	出 席
１３	宇 野 武 則	出 席
１４	松 本 進	出 席

職務のため議場に出席した者は、下記のとおりである

議 会 事 務 局 長 笹 原 章 弘

議会事務局係長 矢 口 尚 士

説明のため議場に参加した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	今 榮 敏 彦	出 席
副 市 長	新 谷 昭 夫	出 席
教 育 長	高 田 英 弘	出 席
総 務 企 画 部 長	平 田 康 宏	出 席
市 民 福 祉 部 長	塚 原 一 俊	出 席
建 設 部 長	梶 村 隆 穂	出 席
教育委員会教育次長	沖 本 太	出 席
公 営 企 業 部 長	大 田 哲 也	出 席

午前１０時００分 開議

議長（大川弘雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員は１４名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

お手元に議事日程表第３号を配付しております。この日程表のとおり会議を進めます。

日程第１

議長（大川弘雄君） 日程第１，昨日に引き続き一般質問を行います。

質問順位４番，松本進議員の登壇を許します。

１４番（松本 進君） おはようございます。日本共産党の松本進です。発言通告に従って一般質問を行います。

まず，第１番目には，竹原市・公共施設ゾーン整備事業の進捗状況と課題についてであります。

２０１８年１月２９日付の公共施設ゾーン調査特別委員会資料では，庁舎移転事業の事前準備関連が７項目の個別事業で概算経費が約６億５，９００万円，同改修移転関連は３項目の個別事業で概算経費約１６億６，７００万円から２３億６，７００万円となっています。

そこで市長にお尋ねします。

この庁舎移転事業に伴う現在の事業の進捗状況はどのようになっていますか。事業の変更，完了など具体的な事業の進捗状況を伺います。

２点目に，市長は，３月１３日の市議会最終日に，庁舎移転の見通しの報告の中で，有利な財源となる地方債，緊急防災・減災事業債の活用にめどをつけることができた。本起債は，２０２１年度から２０２５年度までの防災機能の強化につながる経費に１００％充当できる。その償還費用の７割が地方交付税の基準財政需要額に算入される。おおむね移転に係る事業費約２０億円のうち６割程度を本起債の対象とすることができる見通しで，本市の財政負担を大きく軽減できる見込みですということでした。この報告を踏まえた庁舎移転事業に伴う概算事業費の財源構成（国，市債，一般財源等）はどのように試算，推計されていますか。

竹原商工会議所どうなる，白紙の移転先，協議焦点に——中国新聞４月５日付です——と新聞報道されています。市長は，商工会議所との覚書の解除後も，市議会には報告，説

明がありません。移転先を含めた商工会議所との主な協議内容、その課題や解決、合意の見通しは現在どのような状況ですか。また、協議期限の設定月日はありますか、お尋ねします。

2項目めの質問は、防災・減災行政と市内遊水地・併設ポンプ場の維持管理についてです。

私は、2020年7月10日付で市内遊水地と併設ポンプ場の維持管理に伴う情報公開請求をしたところ、遊水地の浚渫状況は対象となる公文書は作成していない、すなわち公文書不存在通知書ということでありました。

そこで市長に質問します。

遊水地の浚渫状況の情報公開請求で、対象の公文書は作成していないとの回答は、ポンプ場併設の遊水地の浚渫は一度も施工していないということでしょうか。各遊水地の現状は、ヘドロなどが堆積していたり、北崎遊水地は排水ポンプ工事の進入路が未撤去のままです。2021年度予算計上では、各遊水地の浚渫施工に伴う貯水量能力の現況、整備率はどのようになりますか、お尋ねします。

2点目に、北崎、明神、毛木、柏樋門など、各遊水地の流域面積、貯水量能力と現況（堆積土砂の状況）、併設ポンプの排水能力は、流域面積の時間降雨量何ミリの設計仕様となっていますか、お尋ねします。

次に、北崎、明神、毛木、柏樋門などの浸水面積内の住居戸数、住居人数はどのように把握されていますか。排水ポンプ、樋門設置の役割は当初農地の保護から住環境の保護へ、また近年の気象環境の変化による豪雨災害が増えています。これらの居住、気象環境の変化を踏まえた防災・減災の行政が強く求められています。市民の安全・安心のまちづくりは市長の市政の柱の一つです。市内遊水地の浚渫施工、貯水量能力の増加、排水ポンプ能力の増加など、早急な取組、計画的な実施が必要ですが、市長はどのように対応されますか、お尋ねしておきたいと思います。

3項目めの質問は、本郷産業廃棄物処分場建設仮差止めの勝訴と水源を守る市政について、市長に伺います。

本郷産業廃棄物処分場建設（JAB組合）の差止め仮処分の申立てが3月25日、広島地裁で決定され、竹原市、三原市など住民517人が勝訴いたしました。裁判長の決定理由——中国新聞3月26日付ですけれども——この新聞報道では、「処分場が操業を始めた場合、有害物質の漏れ出た水が場外へ流れ、申立人のうち9人が使う井戸水が汚染され

るおそれがある」と指摘しています。私は、昨年１２月市議会の一般質問で、ＪＡＢ事業者が営業する広島市安佐南区、上安産廃場での水質汚染、悪化の実態を示しました。本郷産廃処分場と同じ安定型処分場です。竹原市長の答弁は「廃棄物処理法の基準を満たす設備、対処方法や事業者の適切な対応で地下水や水源を汚染するおそれはないと判断され、県が許可されたものと認識しています」ということでした。

そこで市長に質問します。

この本郷産廃場建設の差止め仮処分の勝訴に対する竹原市長の認識と今後の対応を伺います。

２点目に、広島市、上安産廃場など安定型産廃場からの排水は現実には水源を汚染しています。市長は、なぜ安定型産廃場で水質汚染、水質悪化が発生するとお考えでしょうか。

３点目に、以前私の質問で、市長は産廃場からの汚染水は河川で希釈されると答弁をされていますが、河川の公共水域を営利事業のために汚染することは許されるとお考えなのか、お尋ねしておきたいと思います。

４点目に、私は、市長に産廃場建設に限定した竹原市水道水源保護条例の制定を再度強く求めておきます。

竹原市水源保護条例を制定して、市独自の権限で水源の水質変化、汚染の監視、指導、汚染源の撤去の原状回復など執行体制を整える必要があると考えます。水源保護条例の制定以外に水源を守る有効な施策がありますか。あわせて、市長に伺います。

以上が壇上での質問です。

議長（大川弘雄君） 順次答弁願います。

市長。

市長（今榮敏彦君） 松本議員の質問にお答えいたします。

まず、１点目の竹原市・公共施設ゾーン整備事業の進捗状況と課題についての御質問でございます。

庁舎移転につきましては、概算事業費を約２０億円、緊急防災・減災事業債の対象を約６割と見込んだ場合には、緊急防災・減災事業債が１２億円、一般単独事業債が６億円、一般財源が２億円となる見込みであります。また、緊急防災・減災事業債につきましては、償還費用の７割相当として８．４億円が後年度の地方交付税基準財政需要額に算入されるものとなり、本市の財政負担を大きく軽減できるものとなっております。

こうした見通しを踏まえ、現在、竹原商工会議所へ移転先についての検討をお願いして

いるところであり、今後、広島県とも財産の取得について協議を進め、早期の事業着手と財政健全化計画期間内での事業推進を目標に鋭意取り組んでまいります。

次に、２点目の防災・減災行政と市内遊水地・併設ポンプ場の維持管理についての御質問でございます。

沿岸部の低地については、高潮や降雨による浸水被害に対応するため、河口部や沿岸部にスライドゲートなどの防潮、樋門施設を整備し管理をするとともに、地盤の高さ、河川の流入状況などの地形要因や土地利用の状況に応じて、排水ポンプを設置しているところでもあります。

遊水地の浚渫については、これまでその規模が大きく、浚渫土砂の処分に多大な費用を要することから、貯水容量を抜本的に拡大するような浚渫事業を実施することが難しい状況でありましたが、平成３０年７月豪雨災害、令和元年の台風１９号による大規模な河川氾濫の被害を受け、令和２年度に、総務省によって緊急的な河川等の浚渫経費について地方債の発行を可能とする財政的な特例措置が創設をされております。この特例措置を受けまして、令和３年度当初予算に、北崎排水機場、吉崎新開排水機場など５か所の河川や遊水地の緊急浚渫事業として、２億５，０００万円の予算を計上したところでもあります。

今回の浚渫事業につきましては、遊水地の護岸や土質の状況、排水機の運用状況等に応じて、周辺に影響を及ぼさない範囲でできる限り浚渫を行い、貯水容量を確保することによる安定した排水ポンプの運転や、洪水調節機能の強化を目指してまいりたいと考えております。なお、北崎排水機場の進入路については、ポンプ更新工事後においても、施設の維持管理、遊水地浚渫作業など管理用道路として利用をしております。

次に、市内遊水地の貯水量能力の現況及び整備についてであります。

樋門や排水機場の多くは、昭和４０年代の高度経済成長期に、当時の時代背景から干拓事業などによる農地開拓や市街地の拡大、宅地化の進行などによる土地利用の変化など様々な経緯で整備されたものであり、これまで降雨や浸水状況に基づいて施設の改修や増強を行ってまいりました。また、遊水地については、古来の湖沼を遊水地として活用しているものであることから、計画降雨量や設計貯水量、さらには関係する住宅戸数など定量的に確認できる指標を有しておりません。

次に、排水機場の計画的な増強等の取組につきましては、強くしなやかな国民生活の実現を図る国土強靱化を推進するため、平成２５年１２月に国土強靱化法が施行をされ、本市においても、令和３年３月に竹原市強靱化地域計画を策定しております。その中で、津

波、浸水、高潮対策施設の整備として、樋門や排水機場の老朽化対策に取り組むだけでなく、デジタル技術を活用した自動運転や遠隔操作のシステムを導入し、最適な施設管理、運転管理を行うことで、効率的、効果的な排水機場の運用を進めているところであります。今後も、浸水被害の防止について様々な対策を講じていくことにより、市民の皆様が安全・安心に暮らせるまちづくりに取り組んでまいります。

次に、３点目の三原市本郷町に建設中の産業廃棄物最終処分場についての御質問でございます。

この産業廃棄物最終処分場の建設差止めに係る仮処分申請につきましては、３月２５日に、広島地方裁判所において申立てを行った５１７人のうち９名の訴えを認め、建設の差止めを認める仮処分がなされた旨、新聞報道等で承知をしております。この件については、現在係争中の案件でもあることから、今後の動向を注視していくとともに、引き続き、国、県、三原市の関係機関と情報共有を図ってまいります。

広島市安佐南区上安町にあるＪＡＢ協同組合の産業廃棄物安定型最終処分場については、設置等の許認可権限がある広島市に対し当該施設の管理状況について確認を行ったところ、法令で定めている水質基準は守られているとの回答でありました。このことから、監視と指導を適切に行っていくことにより、安定型、管理型を問わず、法で定めた水質基準は守られるものと考えております。

公共用水域の水質保全のためには、産業廃棄物最終処分場に限らず、事業所の設置に関し関連する法令を遵守していくことにより、公共用水域の水質悪化を防止していくことが重要であると考えております。産業廃棄物処理施設に限定した竹原市水源保護条例の制定につきましては、その内容から、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、施設の設置、運営状況の監視と指導、法に違反した場合の対応を行うべきものと考えております。

以上、答弁いたします。

議長（大川弘雄君）　１４番松本進議員。

１４番（松本　進君）　それでは、まず第１点目の質問から再質問させていただきます。

公共施設ゾーンの整備に関わって御答弁いただいたのは、庁舎移転事業の概算事業費は約２０億円云々ということで財源等の説明もありました。

それで、私が伺ったのは、２０１８年公共施設整備調査特別委員会、この中の資料を引用しましてお尋ねしました。答弁漏れがあるようなので、それも併せて確認をしたいと思うのですが、庁舎移転事業には、事前準備関連が７項目と改修移転関連が３項目、先ほど

の市長の答弁は、ここの部分の３項目の中に入るのかなというに思いますけれども、私は、この７項目と３項目、１０項目の全ての事業の進捗状況また財源を伺いました。これまで、事業が進捗、終了しているところもあろうかと思しますので、あえて伺いましたので確認を含めて御答弁をしていただければと思います。

議長（大川弘雄君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） お答えいたします。

今回、御答弁申し上げております概算事業費の約２０億円ということでございますが、この２０億円の内容につきましては、財産購入費や設計費、施設の改修費などとなりまして、ここでおおむね１８億円から２０億円程度見込むという中でございまして、詳細な改修の内容や金額は設計をこの中で整理していくということでございますので、そのようにこの２０億円につきましては御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） １４番松本進議員。

１４番（松本 進君） この庁舎特別委員会の資料の関連で７項目がありますよね。これは事前準備関連の事業、７項目あって、ここには図書館の移転とか法務局の改修とか、勤労青少年ホームの改修、いろいろここに載っているのですけれども、７項目の分は今どのように整理されているかということも含めて、今ちょっと答弁漏れではなかったかと思しますので、お願いしたい。

議長（大川弘雄君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） お答えします。

確かに事前準備関連事項ということで、議員のほうからございました各種の項目もございました。しかし、今回の庁舎移転、俗に言う第１フェーズということで整理していたと思いますが、複合施設とは第２フェーズということでございまして、今回この第１フェーズ、庁舎の移転に関しますことで概算の事業費約２０億円ということで、この中身を御説明させていただきましたので、関連事項の準備状況ということで、確かに法務局等もございましたし、その他の事項もあったというふうには把握しておりますが、今回につきましては、この概算事業費約２０億円ということでお示ししておりますので、その点御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） １４番松本進議員。

14番（松本 進君） 今、庁舎移転に関わる直接的な関連経費といいますか、そこだけのようです。

それで、引き続いてこの問題で、2点目の質問としては、商工会議所の移転先に伴う協議の内容で、先ほど御答弁がありました。それで、商工会議所との協議の中で一番気になるのは、どこに最大の課題といいますか、ネックがあるのかなということで、これまでいろいろ協議されてきた法務局のところの活用の問題、旧福祉会館を更地にして土地を活用するとか、あとは、昨日出ましたが、覚書の件での対応というような、いろいろこれまで取組をされてきました。しかし、結果は現在いつ商工会議所が移転するのかどうかということがまだ極めて不明確ではないかと思うのです。ですから、ここを確定、一つの見通しをつけないと次のステップに行かないということは昨日の質問でもありましたし、私もそうだと思うのです。ですから、昨日の中では、期限といいますか、そういうこともちょっと話されましたけれども、1つは協議の中で、どこに最大のネックがあるのかということで、これは相手があることです。ですから、いろいろ協議する中で、市として一定の把握をして、相手が移転するということではほぼ合意できているということなのか、あとはどこに移転するとか、こういったことになるのかといった、いろいろ内容があると思うのです。ですから、1つは移転の方向では合意できて、あとは商工会議所のほうがどこにこういった形で移転するのか、そこがまだ整理がついていないといいますか、市のほうに報告がないということで理解していいのかどうかを確認しておきたい。

議長（大川弘雄君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） お答えいたします。

現在の協議の状況ということでございますが、冒頭、市長も御答弁申し上げましたが、現在移転先について、竹原商工会議所へ検討をお願いしているところでございます。そうした中で、現在は商工会議所の内部のほうで、具体的な移転先や移転に要する費用について検討をお願いしているところでございます。

議員のほうからもございましたように、相手があることでございますので、交渉事項ということでございますので、詳細な面につきましては今後の状況の推移によってまた変わってくると思いますが、現在は市のほうとしては検討をお願いしている状況ということでございます。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 詳しい内容はなかなか話ができないということもあるのでしょうけど、私が確認できることは、今移転先をお願いしているということの中身は、双方とも移転、今の商工会議所、旧合同庁舎のところは移転するよという方向では確認されておって、あとはどこにどういった形でやるとか、市のほうのいろんな支援とかあると思うのですけれども、そういったものが出せるのかという細かいといいますかね。やっぱりいろいろ具体的な移転に関わっての作業とかいろいろ、経費とか、そこらはまだちょっと時間がかかるのでしょうけれども、ですから移転するというのは合意ができて、その後はいろんな商工会議所さんの整理がまだできていないからということで、例えば今年中に、それはそういった方向は確定できないのか、報告があるのかどうかということを確認したいのです。もし、それがつかなければ、この間もう数年かかって協議してきたわけですから、それがもう最大のネックになって、どうも前に進まないよということになれば、ここは諦めて別のところを検討しなくてはいけないと思うのです。

ですから、今年中ぐらいにはもうそういった移転の先を含めた合意ができそうだという見通しであるのかどうかを、再度もう一回確認だけしておきたい。

議長（大川弘雄君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） お答えいたします。

交渉の経緯によりましてということで、昨日も同様の御質問があったと思っております。

これまでも十分お話をしながら、当然、市の庁舎の移転先は竹原合同ビルでございますので、そうした中において、商工会議所の事務所の移転というのが当然前提になるという中から、市といたしましてもお願いしている状況でございます。

議員おっしゃるように、当然早い解決と申しますか、そういったこともございます。経費の面とか、いろんな市のほうの支援の面とか、相手方の移転先とか、いろんな面もございます。当然、予算に関わることでございますので協議状況によりますが、早い段階での見通しといいますか、その方向性が出せましたと、当然それだけ次の動きも早くできますので、そのようなことができるように、財政健全化計画期間内の事業推進というのを目標に掲げておりますので、その点は鋭意取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） あとは、指摘にとどめたいと思うのですけれども、新聞報道で

は、商工会議所との中で2023年度を目標にということもありました。ですから、私はそういった今の協議内容を本当に市として判断して、見通しとして合意できそうということなのか、できないのかということで、早々判断しなくてはいけないということで提言なり質問しております。ですから、特にそこを期限というのは、先ほど有利な起債というのも、これは5年間の限定した起債ですから、これは今までも何年もかかっていますけれども、2023年までにまとまって着手できる状況になれば、要するに5年以内に着手できる状況になればこの活用はできるわけですが、せつかくこの財源があるのに、またいろいろごたごたしてできないということでは、次のステップができないということになりますから、ここでもし駄目なら、すぐめどをつけてこの財源を活用して、別のところにするということもやっぱり可能だと思いますので、早急な判断を求めているということとで指摘しておきたいと思います。

それでは、次の2点目の減災・防災行政と市内遊水地・併設ポンプの維持管理の質問に移りたいと思います。

先ほど言ったように、私も情報公開でこの維持管理がどうなのかということを質問しましたら、今市長の答弁では、この浚渫にはお金がかかるから難しいというような御答弁、そういった答弁の趣旨だと思うのです。ですから、確かにお金はかかるのでしょうかけれども、竹原市にとっては低い土地でのこういう被害、災害、これをどう防ぐかということが、大きな竹原市としての仕事でありますし、これまでいろいろ取組の努力をされているのでしょうかけれども、浚渫ができていないと、ようやく今この起債がつくから、今年になって5か年でやるよということだけでいいのかということで問題提起をさせていただいております。ですから、市長に、率直に今の遊水地に関わる、ポンプに関わる維持管理、それで大変私驚いたのは、この現状の把握といいますか、こういった遊水地の貯水能力があるのかとか、こういった樋門のところの遊水地に関わる流域面積、この遊水地に関わる流域面積にどれだけの雨が降れば、時間雨量何ミリとか、だんだんだんだん豪雨がひどくなっていますけれども、その設計としては、仕事としては、遊水地に関わる流域面積に時間雨量何ミリの雨が降った場合、あとポンプとの関係で浸水被害を防止できるのかということが一番ポイントだと思うのです。しかし、そこの答弁が残念ながらありませんでした。

それで、ちょっとお聞きしたいのは、北崎の遊水地の件で、私はポンプ場の道路の進入路、それがそのままになっていますよということを指摘しました。現場見てもらったら分かるように、道路の進入路を造る、工事が終わったら本来は撤去しなくてはならないとい

うのが、それは当たり前なのですけれども、それがそのまま放置されているということで、それは今後の維持管理に活用しているよという答弁がありましたけれども、御存じのように、進入路そのものは草ぼうぼうの状況もあります。それと同時に大切なことは、それだけ進入路の道路で遊水地の面積、遊水地の貯水量そのものが大幅に減っていることは間違いのないわけです。ですから、これに代わる代替措置といたしますか、進入路が必要ならそれに代わる貯水量を確保しないといけないと思いますけど、その点はどのようなのでしょうか。

議長（大川弘雄君） 建設部長。

建設部長（梶村隆穂君） 今の御質問は、北崎排水機場の進入路がそのままになっているというようなお話、御質問でございます。

北崎排水機場の進入路につきましては、市長答弁のほうにもございましたけども、過年度実施しましたポンプの更新工事、こちらのほうにおいて進入の道路として設置したものでございます。これにつきましては、この遊水地の位置が国道から低い場所にありますことから、隣接する国道から進入できないというところで設置したものでございまして、答弁にありましたように、今後も維持管理のために必要なものとして、進入路として利用するというところで残置しているところでございます。

この北崎排水機場につきましては、今年度浚渫をするというところで計画しておりました、当然その工事用道路というのが必要になるわけでございますけども、その工事用道路として使うということがございます。さらに、もともとこれは過年度設置したものでございますけども、こちらについて今の容量が少なくなるのではないかとというような御指摘だったかと思っておりますけども、こちらのほうはその当時その遊水地周囲の擁壁のかさ上げも一部行いまして、一定の容量は確保しながら今の進入路を設置しているというような状況になっております。

先ほども申しましたが、今年度以降で浚渫を行っていくようになりますので、そのあたりは適切な対応を今後もしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 北崎の遊水地の現場を見ると、今進入路を造って、その維持管理に使う、進入の部分のところの用水路、ためる水の量が減るから、それはかさ上げによって確保したという、今の答弁ではなかったかと思うのです。しかし、現場を見て、それが

実態を踏まえた進入路を造った、そこでの貯水量が減った、減った分を補うようなかさ上げをしているのですかね、ちょっと私はそこが理解できないのです。

議長（大川弘雄君） 建設部長。

建設部長（梶村隆穂君） 過年度の今のかさ上げに関する御質問でございますけども、その当時は、一定の貯水量の確保という観点で、今の擁壁の一部かさ上げというのを行いまして、容量の確保ということを実施したところでございますけども、今年度以降、今の遊水地におきましては浚渫を行っていくということで、今の規模的にも、これまで大規模な浚渫ができなかったというところでなかなか対応が難しいところもございましたけども、国の有利な制度を活用して、今年度以降実施していくということがございますので、そのように御理解いただければと思います。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） ちょっとくどいようですが、そこは一番大切なところ、今後の質問にも関わるところなのですけれども、北崎の遊水地の現況を見ると、私はやっぱり進入路を造って、その分減った分の遊水地の貯水量は確保されていないのではないかなと思うのですね。ですから、もう一回、くどいようだけども聞くのは、進入路によってどれだけ貯水量が減ったのか、具体的なかさ上げ工事をしてどれだけ増やしたのかということをやっとお尋ねしておきたい。

議長（大川弘雄君） 建設部長。

建設部長（梶村隆穂君） 今お問合せの北崎排水機場の進入路の設置に伴います容量の増減といいますか、どれだけ減っているかというお話でしたけども、今手元に数字がございません。こちらのほうは確認してお答えしたいと思います。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） ぜひ、ないならきちっと報告してもらいたい。

それで、その遊水地の管理の問題で、今年度予算で3か所の遊水地とか、2か所の河川の浚渫とかということがあります。それで、北崎、吉崎、築地ということで、私の質問のところ、1つ築地は違いますが、この3つの遊水地に限って言えば、普通は維持管理の仕方が、これだけ各遊水地で貯水量、容量があって、今100%は貯水量があったとして、6割、7割まで堆積物があって、あと3割しかその貯水能力はないよということが

普通ありますよね。設計の場合はそうなります。この3つ、毛木もちょっとないのですが、3つに限って今年度予算の関係でいえば、3つの遊水地の浚渫はされるという予定ですから、5か年かけてやる予定ですから、100%の貯水量に対してどれだけ浚渫してどこまで確保するというのですかね。

参考になれば、貯水量の、どれだけ取るかというのは書いています。北崎遊水地では遊水面積が2,800平方メートルあって、ここの浚渫を幾ら取るのか、1,750立方メートルを浚渫するような計画になっています。それから、吉崎でいえば、遊水地の面積が8,500平方メートル広さがあって、そこで、これは設計ですけれども浚渫規模というのは約2,000立方メートル取るように計画されています。今度は築地でいえば、同じように遊水地の面積は1万6,800平方メートル広さがあって、そこでどれだけ取るか、浚渫規模というのは約3,000立方メートル、3,000立米浚渫するという、取る量は決まっているわけですから、この取った後の整備状況という質問をしたのですけれども、先ほど言ったように、100%の貯水能力があって、さっき言った北崎、吉崎、築地、それぞれ浚渫した場合は、どこまで貯水容量が確保できるのかということをお尋ねしています。

議長（大川弘雄君） 建設部長。

建設部長（梶村隆穂君） 今お問合せ、御質問の件は、整備率がどうなるのかというお問合せと考えます。

市長の答弁にもございましたけども、現在管理しております樋門等の台帳におきましては、先ほどありましたけども、昭和40年代以降に設置した施設の規模等が記載されているところです。その規模につきまして、流域面積ですとか計画降雨量、こういったものに対して遊水地とかポンプ、こういったものが整備されているものではございませんで、その容量ですとか規模、こういったものが現在の被害状況等について定量的に評価できる資料を有していないというような状況でございます。

この状態につきましては、課題といいますか、これまでの様々な被災経験がございまして、この中で既存施設の運転を一番効果的に、最大限発揮できるように、維持管理とか日々の運用等を経験的に積み重ねてきたものということで、資料等を確認するには至っていないということでございますので、今後、浚渫の計画ということで進めてまいりますけれども、この浚渫の方法につきましては、市長の答弁にもありましたけども、周辺状況に影響を及ぼさないような形で浚渫していかないといけないということで浚渫量というのを決

めておりまして、最大限浚渫できる量ということで撤去を計画しておりまして、こちらのほうの全量をそれぞれの年度で撤去していくということで、そういう意味で撤去できる範囲で撤去するということで、その意味で工事が完了すれば整備率が100%になるというふうに考えております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 大変残念な答弁です。これだけ巨額のお金を使って遊水地の貯水能力、どれだけ回復できるのかという現況さえも分からないというのが、はっきり言って今の答弁ですよ。

それで、もう一点気になる点は、壇上でも質問したのですけれども、北崎、明神、毛木、柏、ここの樋門なんかの浸水面積というのははっきりしていますよね。浸水面積ははっきり把握されています。いざ、事故が起こってはいけないのですけれども、いろんな豪雨とか樋門が壊れるということも昔にありました。いろんな状況によって浸水が起こるといふ、その面積は把握されています。ちょっと参考に言いますと、北崎樋門のところの浸水面積、これは4.6ヘクタール浸水が起こりますよという数値があります。それから、明神樋門、ここの浸水面積は51.5ヘクタールあります。いざそういう浸水が起こったら51ヘクタールに浸水を及ぼすよというデータです。毛木樋門については、34ヘクタール浸水面積がありますよということになっています。柏樋門は25.8ヘクタールということで、今4つの例を言いましたけれども、各それぞれの樋門で浸水面積のデータがあります。

それと、私が壇上で聞いたのは、こういった浸水面積は想定されて、そこに何世帯が住んで、何人が住んでいるのか、その把握を伺いました。しかし、その答弁はなかったわけですよ。しかし、今豪雨とかいろいろ災害が起こる事態ですから、いろんな予測を、事態を想定して、もしこのどっかの樋門でそういう浸水があれば、まず避難を呼びかけなくてはいい。そういう面では、一つの指標として、これだけ浸水面積がはっきりしているわけですから、そこで何戸世帯が住まれているのか、これを把握して、いち早くそういった不測の事態には知らせる、市民の安全を図ることが大切だと思うのです。

ですから、この答弁がなかった浸水面積が分かって、そこに何人住まれているのか、何戸世帯があるのか、この把握はつかむ必要が私はあると思うので早急にやってもらいたい

と思うのですが、そこはどうでしょうか。

議長（大川弘雄君） 建設部長。

建設部長（梶村隆徳君） 議員御指摘は、今の遊水地の浸水面積に係る部分の現状把握ということで御質問でございます。

こちらにつきましては、先ほども御答弁いたしましたけども、今の流域面積ですとか、過去昭和４０年代に整備したものというところもございまして、流域面積というような考え方をきちんと整理しないような形で遊水地、ポンプというものを整備し、あるものをきちんと有効活用していくということで、今まで運用、維持管理をしてきたところでございますけども、現状、そのエリアの中で何人、どれだけの住戸があるというようなところをきちんと現在では把握できていないというところでございますけども、こちらにつきましては、今後いろんな取組を今進めておりますので、その中でいろいろ検討していきたいと思えます。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） １４番松本進議員。

１４番（松本 進君） この件で、今の遊水地、ポンプの能力等々で維持管理、防災・減災という角度から質問しております。しかし、残念ながら、今の竹原市の現状というのは、遊水地の貯水能力がどれだけあるのか、それさえもつかんでいない。そして、今浸水面積のことで被害が起こる、これに対処するためにも、何戸、何世帯そこに住んでおられて、何人が住まれているのかこっちが把握しておかないと、いざというときに避難の指示が、そこ早く危ないからとにかく待避してくれということさえもできません。それがやっぱり現状で、これで本当にいいのかなというので私は不安を持っています。

それで、例えば中央１丁目の排水区のところはあれは整備しておられて、多くの方がやっぱり喜んでおられますけれども、あそこの設計を見ると時間雨量、１時間にその流域面積に対して４４ミリまで降っても耐えられるという、排水能力があるよという設計がされています。ですから、その４４ミリをどこまでするかというのはいろいろありますけれども、少なくとも今の現状把握、各遊水地で流域面積も決まっているわけですから。そこに対して、時間雨量が何ミリまで降った場合は、今の遊水地の貯水能力とポンプの関係がありますけれども大丈夫なのかと。

しかし、今は時間雨量２０ミリかも分からない、１５ミリかも分からない。しかし、現状をまず把握しておいて、その予算の関係もあるでしょうけれども、４４ミリまで耐えら

れるような設計をするのか。その場合は遊水地の面積がこれで大丈夫なのか、もうちょっと拡張しようではないとか。拡張した場合のそのポンプの能力、これをやっぱりもう少し強化する必要があるのではないかということの課題が出てきますよね。

ですから、課題が出てきたそれを一遍にやれとは私は一つも言っているわけではないのですけども、少なくとも今の遊水地なりポンプ能力の現状は把握して対応すると。さっき言った浸水面積に何戸あるか、何人住んでいるのか、その把握をしておかなくては行けないと。

こういった減災・防災の立場から、市長に質問したいのは、先ほど言った現況の把握というのですね。流域面積に対する時間降雨量、何ミリまで今の遊水地は、あるいは併設ポンプが稼働すれば耐えることができるのか。この把握は最低限やっぱりする必要があると思いますけど、その必要性について市長はどう思われますかね。

議長（大川弘雄君） 建設部長。

建設部長（梶村隆穂君） 今の浚渫等の取組についての御答弁ということで、補足的な答弁ということでちょっとさせていただきたいと思いますけども。

市内の主な遊水地につきましては、資料等は有しておりませんけども、長年にわたって土砂等が堆積していた状況でございます。これにつきましては、今年度以降浚渫に取り組みまして、その貯水容量を近年ないレベルにまでまずは向上させるというのが、まず1つ取り組んでいくということです。さらに、樋門とか排水機の施設につきましては、これは昭和40年代以降に設置ということで老朽化が一部進んでおりますので、こういったものの更新をしっかりとやっていくということで、これで整備した当初の機能をしっかりと確保するということが1つ。

さらに、こちらのほうも答弁させていただきましたけども、デジタル技術、こういったものを活用しまして、自動運転化とかこういったものをしっかりとやっていくというようなところで、こういったもので効率的、効果的な施設の運用を図っていきたいということで考えております。

以上でございます。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） この件はやっぱり、最後にしたいと思うのですが、市長が答えてください。

私は、この細かい数値とか個別のを市長が全部把握できる、そこまで求めているわけで

はないのですよ。現状は今の遊水地、併設ポンプの能力等々で、現状さえ時間雨量何ミリまで降ったら今の遊水地やポンプ能力があるのか、この現状が把握されていないわけですよ。

あとは、浸水面積が分かっているのに、そこに何戸住んでいるのか、何人住んでいるのかも把握していないのですよ。第一歩として言っているわけです。そういった現状把握の必要性を私は求めたいのだけでも、市長はどう思いますか。現状把握をする第一歩ではないですか。この必要性について、市長はイエスかノーか。私は要らないと、要ると、どちらかの判断はできると思うのですよね。あとはいろんなお金の関係とかいろいろありますから、計画とかいろいろあるでしょう。

私が今１点だけ確認したいのは、市長として行政のトップとして、市民の安全・安心、第一の大きな柱にされているわけですから、現在の遊水地の維持管理、ポンプの併設の管理、この現状把握は最低限する必要があると。これを求めたいと思いますが、どうでしょうかということですよ。

議長（大川弘雄君） 市長。

市長（今榮敏彦君） 今回は防災・減災という視点で、遊水地またポンプに関わる公共施設を取り上げて御質問いただいております。

まず、いわゆる降雨によって被害が発生するという観点でいえば、浸水高そのものについてはあらゆる想定をしながら、どのエリアにどういう影響があるかということに関しては、ハザードマップ等でお示しをしていると。その中で影響が、ため池またはポンプ場の稼働に関してどのように機能的に行っていくかについての防災戦略といいますか、そういうことを総合的に組み合わせて防災対策というのは行われているというふうに思っております。

そういう意味では、全体のその浸水エリアの面積であるとかそういうことに関して、全体としては把握しておりますけど、各個別のため池単位での把握ということは今はないというふうな御答弁をさせていただいておりますけれども。各個別のため池に関わる過去の運用状況といいますか、防災対策上の戦略というものは、個々それぞれ様々地域別にございますので、そこら辺を一律に示すということにはなりませんけれども。現在までも適切に、いわゆる災害のその規模によって対応しておりますけれども、今後もしそういうことに関しては、現在ある防災計画上の位置づけに、そういう視点も加味しながら対応してまいりたいというふうに思っております。

いずれにしても、公共施設の適切な管理については、今回ため池、ポンプ場に関して非常に有利な財源を頂いておりますので、それを効果的、効率的に運用しながら、防災基盤の整備に取り組んでまいりたいというふうに思います。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 明確な答弁が市長からありませんで大変残念なのですが、やっぱり少なくとも防災・減災で、現状把握とそれをつかんで初めて対策が取れるということだけで、現状把握を重ねて求めておきたいというふうに思って、次の質問に入りたいと思います。

次は、本郷産廃場に関わる仮差止めの勝訴、この問題をお尋ねいたしました。

答弁を聞いてちょっと気になるのは、新聞報道で承知しているとか係争中の案件で今後とも動向を注視するとか、ちょっと何かよそごとといいますか、自らの竹原市の課題としてまともに対応しようという姿勢をどうも私は疑問に思わざるを得ません。

それは、これだけ大きないろんな市民の運動が起こって、竹原市の水源を守れという運動が起こって、今度広島地裁も井戸水の汚染のおそれがあるということで、JABの本郷産廃場建設差止めの住民の訴えを認めたということですよ。

ですから、井戸水を利用する市民、本郷にもおられますけども。竹原市民の少なくともこの23日の地裁のはっきりしていることは、この本郷産廃場の建設によって井戸水の水質を汚染するおそれがあると、これを認定したということは市長、認めますね。

議長（大川弘雄君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） 失礼いたします。先ほど御質問いただいたとおり、3月に仮処分の決定がなされており、また8月には広島県のほうの裁判も口頭弁論があるというのは聞いております。

今御指摘いただきましたように、竹原市側の住民もこの9名のうちの5名、軒数で2軒ということを知っております。これは大変重要なことであるとも認識しておりますので、裁判の関係はちょっと長いというところもあるのですが、我々としては常に広島県であるとか三原市、それから国、県と連携を取りながら、情報収集には努めているところでございます。

ただ、今の状況で新しい何かが出てきたかということは、そういうことはないのですが。先ほどと繰り返しになりますが、この5名の方が竹原市の住民の方であり、あと井戸水の汚染が可能性としてあるということは大変重要な問題であると考えております。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 大変重要な、私達から見ても画期的なといいますかね、この今までの全国でやられた、安定型産廃場ができていますけれども。そういった中で、いろいろやっぱり住民が現実の汚染の状況をつかんで今回の裁判でも闘われて、井戸水の汚染のおそれがあるということを認めたということは画期的なことだと思うのですね。ですから、今重要なことだという担当部長の答弁もありましたけれども。

しかし、これは私は重要だというその認識が本当にあるなら、これは裁判だから長くかかるとか今後の動向を注視するのだとかという、何かちょっとよそごのような受け止め方が、市民からしたら本当にこれでいいのかなという怒りの声がぶつけられると思うのですよ。

そこで、ちょっとその関連になりますけれども、前回でも私は聞きましたが、広島市上安産廃場の状況も報告しました。私も、その現地に行きました。今まで市が答弁したことは、産廃場の設置の法律があるから、その基準を守っていれば、業者がそれをきちっと守っていればそういうおそれはないと、そういう認識で県は許可したのだらうというような答弁があって、要するに産廃場安定5品目というのは、中に埋める物質はいろいろ変化しない。変化しないから水質汚染はしないというのが1つはありますし、もう一つは、いろんな有害物質、汚染物質が混入するという危惧に対してもチェックするということが言われております。しかし、現実には埋めるそのものの物質も経年変化によって有害物質が出る、水質を汚染するというのもこれまでは紹介してきました。しかし、あともう一つはその有害物質の混入。安定5品目以外の物質の混入をチェックするといっても、現実のそういうところでは不可能だと。いろんな有害物質を含めて混入して、実際いろんな水質の悪化が起こっているというのが現実です。ですから、その上安の状況も報告しました。

ここであえてもう一回聞きたいのは、市が考えている安定型5品目では、その法令どおりやれば、本来そこで水質汚染、水質悪化はあってはならないと思うのですね。しかし、それがあの上安産廃場では起こっている。私も行きましたし、地元の人に聞きましたら、臭いがあるし泡が出るし、水質が悪くなっているよということを直接聞きました。

ですから、市長にお尋ねしたいのは、産廃法の法律を守ってやったとしても、市長は汚染がそれは起こってはならないと、起こらないという前提のことがやっぱり今崩れているわけですよね。そしてさっき言った裁判所も、井戸水の汚染があるという現実を認めました。市は重要だというふうなのを言われました。そういった現実には起こっているその上安

の産廃場、もう一度ここで聞きたいのは、法律を守ったとしても汚染をするというのを私が訴えたいのですけど、市長は違うかもしれない。なぜ法律を守って、業者がその指導どおりにやったとしても、そういった汚染が起こるのですか。もう一度そこを、なぜ起こるのかを聞いておきたい。

議長（大川弘雄君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） 失礼いたします。上安の件、私どもも一応確認をしております。汚水が出ているのではないかとということで調査をされたらしいのですが、現時点では通常どおりの操業をしているということで、恐らくですが改善がなされたのではないかと思います。

あと、先ほど御質問いただきました法令関係のものを守っておれば出ないのではないかと、まさにそのとおりだと思います。考え方として2点あると思うのですが、基準以上のものを出すケースが2点あると思うのです。完全にミスの場合、これが1点あるかと思います。これは最終処分場の業者であるとか搬入業者であるとか、いろんな部分でミスはあると思います。そういった場合は、基準以上のものが排出されるのではないかと、ということが1点。もう一点は、違法な行為ですね。こういったものをされる業者がいますと、違法な行為によりまして基準以上の汚水が流されるのではないかと、という認識はいたしております。

いずれにいたしましても、こういった情報は先ほど冒頭で申し上げましたとおり、各関係団体と関係市町、国、県等と連携をしておりますので、そういった情報についてはまた収集していきたいと考えております。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 私、今部長答弁で疑問に思うのは、法令どおり5品目は捨ててもいいということになっていますよね。

それとあとは、私が今危惧を言いました。5品目以外にも、現場ではそういういろんなものが混入する、有害物質が混入するというのが現実には起こっているということで、上安のような法令をその5品目のものは守ったとしても出ている。そういうプラスチックとかいろんなものが変化するわけですからね。変化するわけですから、汚染水の発生源になりやすい。

あともう一つは、混入物ですよ。これが、実際チェックしなくてはいけないのがチェックできていないのが現実ではないですかね。それが100%できるという考え方のもの

と現実はやっぱり違う。これはどう対応すればいいのですか、それでは。

議長（大川弘雄君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） 失礼いたします。いわゆる廃棄物の処理及び清掃に関する法律のものですけれども、これの中に書いておりますのが安定型であったり管理型ということになるのですが。この安定型というのは、議員先ほど来、御指摘いただいております品質があまり変わらない部分ですね。こういったものであれば大丈夫であろうというのが法律のたてりになっております。

ただ、先ほど御指摘いただきましたように、検査が全部できるのかであるとか、そのようなことになると、もしかしたらそれは基準以上のものを排出する結果につながりかねないというのがあります。ただし、それは先ほども申しましたように、法律を守っていないという状況でありますので、これに関しましては監督権者である方々から監督であるとか指導とか、そういったものは厳重にやっていただきたいなと考えております。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 本郷JABでも、いろいろ今まだ施工で、その認可があつてすぐ工事が始まっておりますけれども、それが今差止めという結論があつたわけですが。しかし、その認可があつてすぐ工事をやって、いろいろ地域住民の方がね、法律どおりやっているのかということで、県のほうとかいろんなところで何回もいろんな工事で、法律どおりやっていないではないかということも、県のほうに是正を求めるという動きも実際やられているわけですね。

それとあとは、裁判所のさっきの3月25日の広島地裁の判決、住民の訴えを認めたということは、今の産廃処分場ができて操業を始めたら、有害物質が流れ出た水が場外、直接にはやっぱり井戸水のほうの地下水を汚染して、井戸水を汚染するというこの事実だけは認めたということですよね。これは明確に認めました。

ですから、いろんな法律を守ってとか、いろいろミスだとかということが言われるのですけれども、こういった現実こういう裁判所がきちっと認めてということに対しては重要だという市の認識があるならね、何らかの対策を取らないと、これは数年かかったらどんどんどんどん事業が進行してどうにもならない。この事業そのものを止めることはできないといえますか、水源の汚染の発生源そのものを防止できないということになって、多くの市民の不安が募るわけですね。

ですから、先ほど言った、現実を見ると上安産廃場では起こっている。これは単なるミ

スとか法令遵守の問題だということ片づけられない現実。法令遵守は当然ですけども、しかし現実にはそういうことが起こっているわけですからね。ここでの大切な市の対応がよそごとになってはいけないというふうに私は思います。

それで、どうこれを食い止めるかという面で、昨年12月でしたか、竹原市の水源保護条例をつくる必要があるということで、御答弁ではいろいろ農業とかいろんなところに影響するから、水源保護条例は慎重にしないといけない。制定は慎重にする必要があるということでありましたけれども、私、今日改めて提案したのは、産業廃棄物処分場に限定した水源保護条例はすぐつくる必要があるのではないかと、つくるべきだということで再度ここで質問しました。そこでは何か今、法律に基づき云々で、施設の設置や運営状況、指導監督、法に違反した場合の対応、これを考えるべきだというような答弁で、直接的な水源保護条例の必要性は認めておられません。つくろうという前向きな答弁がありませんでした。

それで、産廃場建設に限定した水源保護条例は、私はすぐつくる必要があるし、できるのではないかと思いますけれども、これができないというネックといいますか、こういったことがあるからできないという市の考えを聞いておきたい。

議長（大川弘雄君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） 条例制定の話、前回あたりからいろいろ御質問いただいております。現在のところ、先ほど申しました廃棄物の処理及び清掃に関する法律いわゆる廃掃法ですが、この中で廃棄物に関するものが、その法令の中で業者さんの活動とかもあろうかと思います。先ほど申しましたように、このまず上位の法律があるということなので、これに委ねるところが大きいのですが、今回この前の3月のときに、恐らくその法律が機能したのだらうと思うのですが、9名の方に影響があるという判決がなされたと考えております。

したがいまして、産業廃棄物の事業者であるとか、特定のものをターゲットにしたような条例改正というのはなかなか難しいのではないかと考えております。また、今回この機会に他市町の状況も調べたのですが、やはり条例をつくりましても理念の部分ですね、こちらのほうを大きくして、最終的にあの判断は廃掃法に委ねるという形を取っております。

例えば、東海地方のある市町なのですが、条例をつくって審議会を設置するという内容のものでした。その審議会において、事業者等の検査とか調査をするのですが、その根

抛，その基準はどこまでも廃掃法であったという状況が分かっております。

廃掃法，この条例に関しましては，立地を規制する場合と排出を規制する場合があるのですが，いずれの方法にしましても，どこまでも廃掃法が基準になっているという状況でございます。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） 産廃場をターゲットにしたような条例は難しいと言われますけども，今水源を守るというのは竹原市の大きな課題でもあるし，水源汚染の防止といいますか，水源を守ってほしいというのは大きな市民の願いだと思うのですね。

それで，あとは他市の例を言われましたけれども，これは水源保護条例の一つの例を紹介しますと，これは白石市水道水源保護条例というのをパソコンでインプットしたのですが。この目的というのは，この条例は水道法第2条1項の規定に基づき，住民の水道に係る水質の汚濁を防止し，安全で良質な水を確保するため，その水源を保護するとともに，きれいな水を住民が享受する権利を守り，もって現在及び将来にわたって住民の生命及び健康を守ることを目的とするということで，こういう水源保護条例ができています。それは水道法にのっとって，水源を汚染から守るという趣旨の条例であります。

それで，私も今までこの水源を守るということに関して，産廃場に関わっての問題で，竹原市がつくった竹原市環境基本条例のことも紹介しました。これは私はすばらしい基本理念が定められているということで，この条例の経過というのは今の市長もよく御存じだと思うのですね。これは2007年12月に竹原市基本条例をつくっています。この条例をつくった経過というのは，今の市長も御存じのように，当時大乘とか北部とか，いろんなところに産業廃棄物とか土壌汚染の問題とかということで，竹原市の水源を汚染するというような問題が起こって，地域住民の水源を守れという運動が相当起こりました。そして，そこでも水源保護条例をつくれという，私は提起を何回かしましたけれども，それができなくてこういった竹原市の基本条例をつくることになりましたね。

それで，この条例の中身というのは本当にすばらしいので，紹介をあえてしたいのは，この竹原市環境基本条例の第3条には4項目の理念を定めております。その第3条の1項を紹介すると，この理念として第3条の1項は，環境の保全は，健全で恵み豊かな環境が市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ，現在及び将来の市民がその環境の恵沢を享受するとともに，人類の生存基盤である環境が将来にわたって維持されるように，適切に行わなければならないという義務規定というような形での

理念を定めています。あと、2, 3, 4というような4項目の理念が定めてあって、そしてこの第4条には、市の役割ということも明記をされています。紹介したいのですけれども、第4条市の役割。第4条というのは、市は、前条（第3条）に定める基本理念にのっとり、環境の保全に対する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施しなければならない。この理念に基づいて、計画的な施策を実施しなくてはならないということが市の役割としてきちっと明記をされています。そして、この市の役割のところ以後にこの基本条例をつくって、理念を定めて市の役割を定めて、これは2007年につくったわけですから。その後、基本計画、この市の環境基本条例に基づく竹原市という環境問題に関わる憲法みたいなものですが、こういった理念を定めて、この理念で3条、4条を紹介しました。

この3条、4条に基づいて、次のステップとしては、2010年3月に竹原市環境基本計画というのをつくっています。理念があって、今度は個別の施策の方向、環境基本計画、これは2010年3月につくっているわけです。これは要約すると、環境保全に向けた行動に取り組むための指針、行政が取り組むための指針です。これを2010年に環境基本計画を市としてつくっています。この中に、水質、水環境の保全というのがあって、70ページに書いてありますけど、ここには水質監視の体制の充実とか地下水水質保全対策など、7項目の市の取組方向が明記されています。

ですから、環境保全の理念があって、こういった施策を市としてやらなくては行けないかということも、この基本計画の中で2010年につくっている。この後はもう環境問題、今の課題の水源問題でいえば、市の水源保護条例、個別の条例をつくるということしかならないと思うのです。少なくとも、産廃場に限定した水源保護条例でも早急につくるべきだと。これをつくれば、市の権限でいろいろ対応することができる、対応しなくては行けないということが基本条例。理念ができて、今度は2010年の計画で市が取り組むべき施策の方向が指針として定められて、あとはこれに基づく個別の条例というのは水源保護条例しかないのですよ。ですから、私は水源保護条例をあえてつくるべきではないかということを提起している。これは市の権限を相当発揮することができますからね。

私は、ぜひ市長に、そこまで踏み込んで対応しないと、今の竹原市の課題、市民の多くが水源を守ってくれと、孫、子の代までこの水源は大切にすべきではないか。竹原市の本当に貴重な資源ですよ、宝ですよ。一旦、今これを許したら、だんだんだんだんできて歯止めがかからなくなってしまうと、そういった危機感もあります。

ですから、環境条例をつくった、それに基づく施策の方向である竹原市としての環境基本計画をつくった、あとに残されたのは、水源保護条例をつくるしかない。今の時期につくらないで、いつつくのかということを私は市長に求めたいのですよ。ぜひそこは市長が決断して、この水源保護条例をつくる第一歩を始めるということを求めたいと思いますが、どうでしょうか。

議長（大川弘雄君） 市長。

市長（今榮敏彦君） 今回の議員の質問の主としていわゆる産廃処分場に関わる特別な条例制定というふうな御質問、御提言というふうに承っておりますけれども。

冒頭御答弁申し上げましたけれども、まずは法律行為により行われるものに関しましては、法律を上回る条例規定というものは、基本的には大きな課題があるというふうに認識をしております。その上で、今般の先ほど議員のほうから経過または背景等について御説明ありました、環境基本条例または環境基本計画に関わる取組の御紹介をいただきましたけれども。竹原市としては、この条例及び計画を上位法に基づいた判断の下に適切に運用するということが基本として、現在環境行政に取り組んでいるということでございます。

御提言に関しましては、様々市民の皆様また関係者の皆さんに御心配があるということとは重々承知しておりますし、その件に関しましては冒頭も御答弁申し上げましたとおり、国または県そして三原市、竹原市と十分な連携を取りながら、今後もしっかりとした情報共有と推移の注視をしてみたいというふうに考えておりますので、引き続き市民の皆様に安心していただける環境対策について、鋭意取り組んでみたいというふうに思っております。

議長（大川弘雄君） 14番松本進議員。

14番（松本 進君） ちょっと最後の指摘にとどめたいと思いますけれども。

先ほど、最後のほうを聞いてどうもきつい言い方をすれば、竹原市の責務、今先ほど紹介しました。これをまともに本当にやってほしいのですよ。しかし、何かよそごとみたいな、そういった答弁に私は聞こえてならないのです。これではやっぱり水源を守ることはできませんよ、絶対に。

私は12月議会でも、水源保護条例をつくったらどうかということに対して答弁では、水源保護条例をつくる、これは範囲が多岐にわたるから、製造業や農業等、市民生活に大きな影響を与えるから、慎重な検討が必要だよという答弁を受けて、私は産廃場に限定して早急につくるべきだと言ったら、特定のをやることはできないようないろんなことを言

われるけどもね。

しかし、この産廃条例は上位法を超えるものではないのですよ、この水源保護条例はね。上位法をつくったら違法になりますから、竹原市としての理念や、紹介した市の環境基本条例、この竹原市の理念やそれに基づく環境基本計画、竹原市としての環境問題の指針が示されているわけですから、せっかく。

そして、あと残されたのは、これに基づいて個別の条例、竹原市水源保護条例をつくるしかない。これだけはっきり提起して明確なのに、市長はその第一歩を踏もうとしない。私は、孫、子の代まで、将来にわたってこの水源を守るために、ぜひとも早急にこの水源保護条例をつくって、市としての責務を発揮してもらいたいということを最後に指摘して終わりたいと思います。

議長（大川弘雄君） 以上をもって14番松本進議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により午後1時まで休憩いたします。

午前11時28分 休憩

午後 1時00分 再開

〔議長交代〕

副議長（山元経穂君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き一般質問を行います。

質問順位5番、下垣内和春議員の登壇を許します。

1番（下垣内和春君） 発言通告に従い、令和3年第2回竹原市議会定例会一般質問をさせていただきます。新風会の下垣内和春でございます。よろしくお願いいたします。

まず最初に、今年度10月1日からの一般廃棄物等の取扱いについて。

広島中央エコパーク整備事業は、広島中央環境衛生組合を構成する東広島市、竹原市、大崎上島町のごみ、し尿を広域的に共同処理するため、最新の施設として、総事業費約267億3,000万円、うち竹原市負担分約21億2,000万円をかけ、令和3年10月から供用開始されます。現在稼働中の竹原安芸津環境センター（吉名）、竹原安芸津最終処分場（安芸津）、竹原クリーンセンターは、令和3年9月までの稼働となります。

広島中央エコパークは、高効率ごみ発電施設と汚泥再生処理センターを中核施設として、先進的な循環型社会の拠点、地域住民や市民の交流の場となる施設で、資源循環、エネルギー利用に優れた施設の実現、環境学習の拠点となる施設の実現、災害対応、防災拠点を担う施設の実現、自然と地域を融合した施設としての整備を基本としています。

高効率ごみ発電施設の特徴は、埋立処分量ゼロ、高温熔融技術による幅広いごみ質対応、低炭素シャフト炉の採用により、従来式よりCO₂排出量を50%削減、熔融により発生するスラグ・メタルを全量再資源化、また基準ごみ質で3炉運転時に6,500キロワットを発電し、ごみ焼却熱の有効利用をします。

また、汚泥再生処理センターの特徴は、高性能脱水機を使用した全脱水システムによる効率処理、独自の充填材を使用した高性能生物脱臭塔による臭気処理、処理水の再利用による上水使用料の削減により、安定的かつ効率的な処理システムが採用され、処理量は1日当たり300キロリットルであります。

広島中央エコパークで、ごみとし尿を広域的に共同処理されることに当たっての一般廃棄物等の取扱いについて、下記のとおりお伺いします。

1、市町村は、地域単位での住民生活に密着した循環システムを構築することが求められています。本市は、1人1日当たりのごみの排出量の目標を885グラム、リサイクル率24%と設定するも、県平均よりも悪く、達成できていません。ごみの減量化等を進める取組の経過と、今後どのように考え実施されるのかお伺いいたします。

2、10月から広島中央エコパーク供用時の収集費と運営費のうち、竹原市分は幾らになると試算されていますか、お伺いします。

3、有料化とは、市町村がごみ収集処理についての手数料の徴収行為を示します。現在、竹原市の指定ごみ袋価格は1袋（40リッター）当たり10円で、処分手数料を上乗せせず、排出者にごみ袋を利用してもらっています。今回有料化に当たっての料金設定の考え方や目的、効果はどのように考えておられますか。有料化による1世帯当たりの負担額と過度な家計負担の軽減対策を考えておられるか伺います。

4、10月からの家庭ごみ分別等の周知を市のホームページ等で図られると思います。東広島市は、竹原市、大崎上島町との分別方法の統一は見送るとしています。分別方法の統一はどうしてなされないのか。また、10月からのごみの分別はどのように変わりますか、お伺いします。

5、10月から、燃やせるものに埋立ごみ、容器包装プラ、布類、白色トレイが追加されます。可燃ごみは週2回の収集を予定されていますが、地域によっては今のごみステーションでは対応できないのではないのでしょうか。ごみステーションを増設するための条件と助成制度について伺います。

6、自治会等では、年に何回かの美化活動が実施されます。ほとんどが日曜日だと思い

ますが、広島中央エコパークは日曜日は休みと聞いています。今まで、市で対応していたが、今後収集したごみ処理の対応や溝掃除の土、泥等の対策はどのようにになりますか。また、PTA等が行う資源回収の布類の取扱いについてもお伺いします。

7、市民の多くは、広島中央エコパークは遠く不便になります。駆け込み需要が増える可能性があります。現在の環境センター、最終処分場を9月末まで、土日どちらかで営業していただくことはできないでしょうか、伺います。

8、広島中央エコパークは、災害対応、防災拠点を担う施設です。本市の総合防災計画に組み入れるべきものと考えられます。どのように考えておられますか。また、広島中央エコパークで火災が起きたときや自然災害等で運転できないときの対応策を伺います。

9、し尿処理の収集料金は、令和3年9月末までは1リッター当たり12円で、令和3年10月からは1リッター当たり16円に見直されますが、1世帯当たり年間どれくらいの負担が増えますか。一般廃棄物は現行のごみ袋で、令和3年12月末まで使用できるように移行期間を設けてあります。し尿の収集料金についても、令和3年12月末までの移行期間を設け、段階的に調整する必要があるのではないかと思います。その対応策について伺います。

続きまして、2番目の財政健全化計画の経過と今後の取組について。

今榮市長の下、平成31年に5年間の財政健全化をスタートさせ、現在取り組んでおられます。この計画は、財政調整基金の枯渇が懸念されるなど厳しい財政状況を受け、財政収支の黒字化、令和5年度（2023年度）末に12億円以上の基金残高を確保するとしています。

1、歳出削減の取組として、①事務事業の見直し、②投資的経費の見直し、③公共施設の適正化、④人件費の見直し。

2、歳入確保の取組として、①収入未済額の縮減、②公有財産の有効活用、③受益者負担の適正化、④その他収入の確保等の以上の取組をしているわけですが、経過や今後の方向性について、下記のとおり伺います。

事務事業の見直しについて伺います。

①当初予算のシーリングを設け、経常経費一律マイナス5%としていますが、これは令和3年度で終了と考えてよいのか。また、単市各補助金の削減5%は今後も実施しますか。現在の事務事業の効果額は幾らですか。

②窓口の業務委託はいつから実施しますか。

③借地（公園、住宅等）の賃借料は検討しましたか。

④集会所（コミュニティ集会所、地域集会所、老人集会所、生活改善センター）の個別施設計画の策定はされましたか。また、今後具体的な箇所の配置の適正化はいつから実施しますか。

2、人件費の見直しについて伺います。

①現在の人件費の見直しは給与の減額で、令和3年度末まで実施されます。今後の給与の適正化について伺います。

令和3年第1回定例会の追加議案第35号職務級の見直し（課長等7等級から6等級に補正）は給与の適正化として考えてよいのか。その効果額とその他給与の適正化（その他の職員分）についてはいつ実施しますか。また、現在までの人件費の効果額は幾らになりますか。

②職員数の最適化としての定員管理計画は策定されましたか、また定年退職者再任用のための条件や給与体系はどのようになっていますか。また、旅費制度の見直しはいつ実施しますか。

3、歳入確保の取組について、それぞれの現在までの効果額をお伺いします。

4、財政健全化の進捗状況を、毎年市民、議会に報告する義務があると考えます。いつ報告していただけるのか伺います。

5、今後、財政健全化計画の見直しや財政収支の見直しの修正はやるべきと考えますが、どのように考えておられますか。また、令和元年度決算での経常収支比率は100.6%であります。経常収支比率が100%を下回る時期は、財政健全化計画中のいつ頃とを考えておられるか伺います。

6、市長は、庁舎移転の資金にめどが立ったと表明されました。現在、財政健全化の下では、投資的経費は凍結されています。いつ頃から庁舎移転をする予定ですか。また、庁舎移転費用の試算と資金の調達額並びに市の負担額をお伺いいたします。

以上でございます。

副議長（山元経穂君） 順次答弁願います。

市長。

市長（今榮敏彦君） 下垣内議員の質問にお答えをいたします。

まず、1点目の今年度10月1日からの一般廃棄物等の取扱いについての御質問でございます。

ごみの減量化等を進める取組の経過と今後の計画につきましては、これまで電動生ごみ処理機の購入補助、資源物の集団回収に対する報奨金の交付、広報等でのごみ減量に対する啓発推進といった取組を行ってまいりました。

しかしながら、当初目標が達成できていない状況にあることから、現在の電動生ごみ処理機の購入補助制度について、より利用しやすいものとなるよう検討するとともに、資源物の集団回収に対する報奨金制度も他市町の事例を参考に検討を行い、広報や出前講座等でさらなる情報発信に努めながら、ごみ減量に対する意識の向上につながるよう取り組んでまいりたいと考えております。

現在の本市のごみ収集と、ごみ、し尿処理に要する経費につきましては、令和元年度決算額で、ごみの収集運搬が約1億800万円、ごみとし尿の処理が約4億6,300万円の合計約5億7,000万円であります。

今後、広島中央エコパークでの処理が開始されると、ごみの収集運搬で年間約1億3,700万円、ごみとし尿の処理で年間約4億200万円の合計約5億4,000万円程度となる見込みとなっております。

有料ごみ袋の料金設定の考え方につきましては、製造、流通経費のみであった現在の指定袋の価格に新たにごみ処理費用の一部を加えた額とし、その料金水準は近隣市町と同程度となるように設定をしており、例えば燃やせるもの、有害の袋は1リットル当たり1円としております。

ごみ袋の有料化につきましては、経済的な動機づけにより、ごみの削減を図るとともに、公平な費用負担とごみ減量に対する意識の向上を目的としております。ごみの減量効果といたしましては、先行して実施した自治体と同様に10%程度の削減効果を見込んでおります。

1世帯当たりの負担額につきましては、現在の指定袋が年間約1,360円に対し、有料化後は年間約4,500円程度となることを見込んでおります。

有料化に伴う家計負担に対する軽減策につきましては、日常生活を送る上で紙おむつが必要不可欠となる高齢者、障害者、乳幼児養育世帯では、これを減量することが難しいことから、家計負担の軽減を図るため、ごみ袋交付事業を実施する予定で現在準備を進めております。このほか、ごみ出しが困難な世帯に対する支援として、戸別収集の実施についても検討を行っているところであります。

東広島市、大崎上島町とのごみ分別方法の統一につきましては、広島中央エコパーク供

用開始に向け、２市１町でゴミ分別の統一を図るための協議を行ってまいりましたが、現在のところ完全な統一には至っておりません。今後も国の動向等を踏まえながら、協議を進めてまいります。

令和３年１０月以降のゴミの分別の変更につきましては、現行の６分別から燃やせないものがなくなり５分別となります。

現在、燃やせないものに区分しているもののうち、カップ麺の容器や弁当容器、レトルトパック等の容器包装プラスチックと埋立ゴミのうち、ゴム、皮革類、発泡スチロールが、１０月以降は燃やせるものに変更となります。また、これまで資源物として収集していた布類、毛布、白色トレーも燃やせるものとなるほか、埋立ゴミのうち、ガラス類はリサイクルするものに変更となります。

ゴミステーションの設置に係る条件につきましては、効率的なゴミ収集を図る観点から、利用する世帯が２０世帯以上であること、最寄りゴミステーションから３００メートル以上離れていること、または地理的条件により排出が困難な場合をゴミステーション新設の基準としておりますが、ゴミ区分の変更に伴い、現在ゴミステーションでは支障が生じる地域については、地域の状況に応じて柔軟に対応してまいりたいと考えております。

助成制度につきましては、自治会が行うゴミステーションの設置や改修に対し、１自治会当たり年間２件を限度に３万円以内の原材料費の支給のほか、ゴミボックスやゴミ散乱防止のためのごみネットの支給を行っております。

自治会が実施している地域清掃は、主に日曜日に実施される場合が多いことから、現在は施設を管理する広島中央環境衛生組合に依頼し、休日開場の対応を行っております。

１０月以降については、ゴミの搬入先は広島中央エコパーク、土砂や汚泥の搬入先は民間の処理施設を利用することとなりますが、自治会の負担の軽減が図られるよう、業者による収集運搬などの対応を検討しております。

P T A等が実施する集団回収における布類の取扱いにつきましては、市が実施している資源物収集と異なるため、従来どおりで変更はないと考えております。

９月末までの土日の開場につきましては、両施設ともお盆休みや祝日も通常どおり開場する予定にしておりますので、平日の直接搬入が困難な方については、こういった機会を御利用いただきたいと考えております。

竹原市地域防災計画においては、ゴミ、し尿等による公衆衛生や生活環境の悪化、一時

的に大量に発生した廃棄物が早期の復旧・復興の妨げになることを防ぐため、廃棄物の適正かつ迅速な処理を実施していくよう、基本的な対応方針を定めているところであり、広島中央エコパークの稼働後は、同施設をこれまでの施設と同様、位置づけることとしております。

広島中央エコパークが火災や自然災害で運転できない場合の対応につきましては、同施設は95トン炉が3基の体制でごみ処理を行うため、1つの炉に故障等が発生してもごみ処理が行えるようになっておりますが、万が一同施設で処理ができない事態が生じた場合は、広島中央環境衛生組合や東広島市、大崎上島町と協議を行い、他の自治体での処理を行うなど、市民生活に支障が生じないよう適切に対応してまいりたいと考えております。

し尿収集料金につきましては、現在1リットル当たり12円を上限としておりますが、搬入距離や搬入時間の増加等を考慮し、10月以降は上限を16円に見直すこととしております。この見直しによる影響額は5人槽の合併処理浄化槽を利用している世帯の場合には、1回当たり約1,700リットル程度収集していることから6,800円程度の負担増になると見込んでおります。

現在の指定ごみ袋の利用につきましては、御家庭にごみ袋の在庫があることが予測をされることから、3か月間の猶予期間を設けておりますが、し尿収集料金については、エコパーク供用開始となる10月から見直し後の料金となります。

今後、広島中央エコパーク供用開始に伴い、ごみの搬入先の変更のほか、ごみ処理の有料化、分別種の変更、し尿収集料金の見直しなど、様々な御負担をお願いすることとなりますが、引き続き効果的かつ円滑なごみ処理の実施に向け、市民の皆様に御理解、御協力をいただけるよう鋭意取り組んでまいります。

次に、2点目の財政健全化計画の経過と今後の取組についての御質問でございます。

本市では、現下の厳しい財政状況の中、平成31年1月に財政健全化計画を策定し、現在計画に基づく取組を進めているところであります。

まず、経常的経費や単市補助金につきましては、財政健全化計画の方針に基づき、令和3年度までを実施期間と定め、5%のマイナスシーリングを実施しております。しかしながら、経常収支比率が高い水準で推移し、財政構造の硬直化が深刻な状況にあるなど厳しい財政状況にある中、弾力的で持続可能な財政構造の確立が急務であり、内部管理経費を含む経常的経費、単市補助金については事業の費用対効果やその必要性について毎年度検証を行う必要があります。新たな住民ニーズや将来のまちづくりに資する施策への予算を確保

するためにも、これら経費の見直しは、不断の取組として今後も継続して行っていく必要があると考えております。

事務事業の見直しによる効果額につきましては、令和元年度と令和2年度の決算見込みによる2年間の効果額は、目標額3億円に対し、3億8,000万円となっております。

窓口業務の委託につきましては、事務事業の見直しの観点から他市事例を参考に導入の検討を行ってまいりました。しかしながら、現在の窓口業務における人件費等に比べて、委託における人件費や機器の整備費などコストが増大するため、その実施については課題があると認識をしております。今後、マイナンバーカードを利用した行政事務の効率化や行政手続のデジタル化の動向なども注視しながら、引き続き検討をしてまいります。

借地の賃借料の算定につきましては、原則として当該土地の課税標準額に固定資産税率と民法上の法定利率を合算した率を乗じておりますが、令和2年4月1日の民法改正により法定利率が5%から3%に引き下げられたことに伴い、本市の借地料算定の率を6.4%から4.4%に見直しをしております。また、こうした法改正に伴う見直しのほか、今後も公共施設の適正配置を進める中で、必要に応じ借地の返還にも取り組んでいくこととしております。

公共施設の個別施設計画につきましては、計画案を策定したところであり、利用が少ない集会所や借地等により維持管理費が割高な施設であって、周辺に代替機能の確保が可能な施設については、当面現状利用を継続しながら、将来的に大規模な改修が必要となった場合に廃止をする方針としております。今後、地域に対して計画案の説明を進め、地域とも調整をしながら公共施設の適正配置に取り組んでまいりたいと考えております。

令和3年第1回定例会で可決いただいた職務の級の見直しにつきましては、国家公務員との権衡を考慮し、課長級の職務の級を1級下位に見直すことが主な内容であり、給与の適正化に資するものであります。効果額につきましては、年間で1,300万円程度を見込んでおります。

旅費制度の見直しを含めた給与の適正化につきましては、来年度からの実施に向け、関係団体と協議をしていくこととしております。なお、財政健全化計画に基づく令和2年度までの人件費の効果額は、目標額2億円に対し、約1億9,000万円となっております。今後におきましても、早期の財政健全化を達成するため、引き続き給与制度の適正化を図り、人件費の見直しに取り組んでまいります。

適正な定員管理につきましては、本市の行財政運営の強化を図ることを目的とした竹原

市行財政経営強化方針の取組の一つとして、令和2年3月に竹原市定員管理計画を策定しており、この計画に基づき適正な定員管理を進め、より効率的な組織体制を構築してまいります。

職員の再任用制度につきましては、雇用と年金の接続を図るため、定年退職する職員が再度の任用を希望する場合、年金支給開始年齢に達するまで、職員をフルタイムまたは短時間で再任用する制度であります。再任用における給料は、正規職員とは異なり、各級ごとに単一の給料月額が定められており、本市においてはフルタイム勤務または短時間勤務で運用しており、フルタイムにおいては任用される職に応じた級の給料月額を、短時間勤務においてはその勤務時間に応じて減額した給料月額を支給をしております。

歳入確保の取組における効果額につきましては、事務事業の見直し効果額と同様、令和2年度においては決算見込みでの効果額となりますが、収入未済額の縮減については、2年間の目標額3,500万円に対し5,900万円、公有財産の有効活用については、目標額1,000万円に対し1,500万円、受益者負担の適正化については、目標額200万円に対し800万円、その他収入の確保については、目標額600万円に対し2,700万円となっております。

これら財政健全化計画における取組の進捗につきましては、今年度が計画の中間年にもなることから、令和2年度の決算確定後、御報告をさせていただきたいと考えております。また、経常収支比率につきましては、可能な限り早期に100%を下回るよう取り組んでいるところであり、令和2年度の決算に基づき、経常収支比率の状況や財政健全化計画の取組状況を検証する中で、計画の見直しの必要性についても検討してまいりたいと考えております。

庁舎移転につきましては、概算事業費を約20億円、緊急防災・減災事業債の対象を約6割と見込んだ場合には、緊急防災・減災事業債が12億円、一般単独事業債が6億円、一般財源が2億円となる見込みであります。また、緊急防災・減災事業債につきましては、償還費用の7割相当として8.4億円が後年度の地方交付税基準財政需要額に算入されるものとなり、本市の財政負担を大きく軽減できるものであります。こうした見通しを踏まえ、現在、竹原商工会議所へ移転先について検討をお願いしているところであり、今後、広島県とも財産の取得について協議を進め、早期の事業着手と財政健全化計画期間内の事業推進を目標に鋭意取り組んでまいります。

以上、答弁といたします。

副議長（山元経穂君） 再質問が始まる前に、議長より一言申し上げます。理事者におかれましては、ゆっくり、少し大きな声で答弁いただくようお願い申し上げます。

1 番下垣内和春議員。

1 番（下垣内和春君） まず最初に、10月からの一般廃棄物の取扱いについて再質問をさせていただきます。

まず最初に、ごみの減量化に伴う、今答弁を聞いたわけでございますが、従来と同じような取組を今後もやっていくというようなことなので、なかなか今まで5年も6年も目標設定をされてもできていない状況がございます。今からやってもあまり効果が出ないのではないのかなという感想を持っていますが、今後新しくエコパークに変わるということで、しっかりとした対応を取っていただきたいと思います。

その中で2点ほど質問させていただきます。

今回のごみの有料化やし尿収集料金の見直しについては、ほとんど近隣市町を参考にされています。減量化等にはいろんな取組があると私も考えておりますが、その中の一つとして、資源化の集団回収があります。報奨金については、他市町の事例を参考にし検討すると答弁されています。現在、竹原市は、回収報奨金はキロ当たり4円です。隣の東広島市は1キロ当たり10円の報奨金を出されているということで、今回の有料化やし尿収集料金の見直しについては、ほとんどが東広島市と同等になっているわけです。ということになれば、そういう資源回収等も同程度に改めるべきではないかと思いますが、まず1点、この点についてお伺いします。

もう一点は、徹底した減量対策としての3R、廃棄物の抑制、再利用、再資源化を今以上に推進するために、今回出前講座もやっていきますよということになっておりますが、それも地域に見合ったいろんな削減策があると思いますので、その辺は積極的に地域に見合った削減策をするように地域に出てやっていただきます。そのことについて、もう一度一般廃棄物の減量化対策について再度お聞きをしたいと思います。この2点、よろしくお願いいたします。

副議長（山元経穂君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） ごみの減量化対策についての御質問をいただきました。順次、2点についてお答えいたします。

御質問いただきました資源ごみ回収事業報奨金交付制度でございますけれども、これにつきましては資源物の回収活動を促進することにより、ごみの減量化と資源物に対する認

識を改めることを目的として導入しているものでございます。主には、小学校、中学校で行われるPTAであるとか、地域の皆様に実施していただいております廃品回収、リサイクルです、こういったものが対象になろうかと思えます。

御質問の中にありました交付金の件ですが、現在資源物は1キロ当たり4円を交付しております。今年度については据え置くこととしておりますが、この報奨金の単価につきましては、引き続き周辺市町の動向を踏まえ検討していきたいと考えております。

あとは、全体的な減量対策でございますが、減量の審査会におきましても、同じような議論があったところでございます。広島中央エコパークの処理能力はかなり向上しますけれども、そのことにかかわらずごみの減量化は不可欠でございます。したがって、市民への啓発等出前講座を含めた丁寧な説明を通じて、今議員おっしゃいました3つのR、3Rの意識の高揚を図りながら、資源回収などのリサイクル事業と併せて総合的に取り組んでまいりたいと考えております。

副議長（山元経穂君） 1番下垣内和春議員。

1番（下垣内和春君） 資源回収については、前向きに検討していただきたいと思えますので、有料化でゴミ袋は上がりますよ、し尿処理も上がりますよという中で、そういうものをよく考えられて、当然それをやることによってリサイクル率は上がってくるわけですし、地域の活性化とかPTAがやることにつきましては基本的に子供たちの学校の中での生活環境をやっていくというのが一番の考えでやっておられますので、その辺についてはやっていただくことによってリサイクルに関する効用の高さとか、地域でのそういうことが今以上に進んでいくのではないかと思いますので、前向きに検討をお願いしたいと思います。

それと、ごみの減量化の3Rにつきましては、これは行政がどうしてもやらなくてはならない努めだと思っております。また、地域によっていろいろごみの考え方が若干違うところもございますので、地域に出向いていただいて、地域に見合ったことを今後も積極的に取り組んでいただきたい。

今回有料化する、またエコパークへ行くから多少減量化になるとは思いますが、根本は市民の皆様方の減量化に対する意識の高揚を、今掲げているようにすることが一番だと考えておりますのでよろしくお願いいたしますと思えます。

次に参ります。

今回、ごみの有料化については、多くの市民の方は、今までも有料化ではないかと、今

回値上げをするだけという声が大変多くございます。市といたしましては、現在指定袋でやっている製造費や流通経費、これは今40リットルで10円頂いているわけですが、実際には費用とか収益を見させてもらったら10円以上かかっているのではないかと、個人的には思いますが、今度新たに有料化することに対して処理費の一部を負担するというこのことを本当に市民の皆さんによく理解していただくように、説明会や広報等で周知徹底を図っていただきたいと思います。近隣市町と合わせました、合わせましたではなく真にそういうことがあるんだよということを周知徹底をお願いしたいと思います。

その中で、2件ほど御質問をさせていただきます。

有料化に伴い、家計負担軽減対策としての乳幼児養育世帯や高齢者、障害者世帯に対するごみ袋交付事業についてもう少し詳しく教えていただきたいということと、不法投棄防止も大変重要になってくよと思いますので、その2点について今後どのようにされるかお伺いをさせていただきます。

副議長（山元経穂君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） ごみ袋の有料化に伴いまして、家庭負担の軽減策についてお尋ねいただきました。

経済的動機づけによる部分や資源化できないもの、要するにここではおむつを指しておりますが、紙おむつを利用する方々への軽減策を対策として計画いたしております。まず、紙おむつを利用する方で2歳未満の乳幼児を養育していらっしゃる方が1点と、あとは福祉施策になるのですけれども公的支援措置、これが竹原市家族介護用品給付事業で紙おむつの給付を受けている方と、竹原市障害者日常生活用具等給付事業で紙おむつの給付を受けている方といったところで計画をいたしております。最初の2歳児未満の乳幼児の養育者に対しましては、1か月150リットルの24か月、一応2歳未満ということになっておりますので24か月分で3,600リットルの交付を行うということでございます。また、先ほどの福祉関係ですけれども、こちらは毎年度ごとの交付になりますけれども、1か月当たり300リットル、これを12か月で1年度の間に3,600リットルという状況になっております。こういった制度を今年度中に完成させまして、来年度から開始したいと考えております。

以上です。

副議長（山元経穂君） 1番下垣内和春議員。

1番（下垣内和春君） この事業は大変いい事業だと思います。他市町にもいろんな参考

事例、いい事例もあると思いますので、いい事例については今後とも積極的に対応していただきたいと考えておりますのでよろしく願いいたします。

副議長（山元経穂君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） そうあるべきだと思ひ、取り組んでいこうと思ひます。今回紹介できるのは、実現可能な施策を2点ほど御説明させていただきました。それ以外にもいろんな収集の方法であるとか、同じように近隣市町の状況を確認しながら一步一步進めているということでございますが、これに限らずいろんな施策が展開できるようであれば導入してまいりたいと考えております。

以上です。

副議長（山元経穂君） 1番下垣内和春議員。

1番（下垣内和春君） それと、どうしても有料化等ということになると、不法投棄の防止対策も大変重要になってくると思ひますが、このことについて今後どのように取扱いをされるか伺ひします。

副議長（山元経穂君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） 不法投棄対策の御質問でございます。有料化の実施に伴ひまして、負担を不正に逃れようとする行為、不法投棄が増加することが懸念されるため、これを防止し、負担の公平化及び地域環境の環境保全を図る必要があります。そのために、国や県、警察と連携した不法投棄防止のパトロールを強化していきます。不法投棄のおそれがある場所への、例えば監視カメラの増設であるとか、不法投棄しにくい地域づくり、看板の設置等、そういったものを進めてまいりたいと考えております。

副議長（山元経穂君） 1番下垣内和春議員。

1番（下垣内和春君） 今、部長が言われたように、しっかりと今後も対応していただきたいと思ひます。

続きまして、自治会等が実施する美化活動、そのときにいろいろと活動には全力を尽くして負担の軽減を図るということで答弁をいただいておりますが、実際にごみ袋とか土のう袋については、今も無償だとは思ひのですが、今後も無償にさせていただけるか伺ひをさせていただきます。

副議長（山元経穂君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） 現在、自治会で実施していただいております地域清掃ですが、ごみ袋と土のう袋につきましては無料で配布をさせていただいております。こ

の件につきましては、引き続き同様の対応で臨みたいと考えております。

以上です。

副議長（山元経穂君） 1 番下垣内和春議員。

1 番（下垣内和春君） 次に参ります。

中央エコパークは、災害対応、防災拠点の施設として災害時は避難者も受け入れると。また、避難者の利用ができる備蓄倉庫等も設置、多目的広場には災害ごみの一時仮置場として利用できる施設と聞いていますが、竹原市も中央エコパークの組合に入っている一員でございますが、災害時に竹原市市民もこれを使用できるのかどうかを伺いたいと思います。

副議長（山元経穂君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） お答えいたします。

議員のほうからお話ございましたように、この広島中央エコパークは災害時には日常生活ごみと併せまして災害によって発生する災害廃棄物の処理も対応が可能な災害対応防災拠点施設と位置づけられているものと認識いたしております。広島中央環境衛生組合に聞き取りをさせていただきました。広島中央エコパークにおきましては、東広島市の指定避難所というものではなく、本市でいいますと地域交流センターとか学校などの指定避難所の受入れが困難になるなど、状況に応じて開設していく二次避難所として考えられているところでございます。その際は、竹原市民の受入れも可能であるというふうにお聞きしているところでございます。そういった避難者の受入れといった開設と、また当然避難所の開設となりますと東広島市、施設の管理の面でいいますと広島中央環境衛生組合となりますが、こういった2つの関係機関と協議しながら、状況に応じて対応はしていく必要があるものと考えております。

以上でございます。

副議長（山元経穂君） 1 番下垣内和春議員。

1 番（下垣内和春君） 市長も施設の副管理者と私も聞いておりますので、施設は市外にありますのであれですが、やはり市民の安全・安心を守るためにはいろいろと、安全を守るといのはどこへ避難してもいいわけでございますので、その辺も幅広い市民が対応できるような対策を今後も前向きに検討していただきたいと思いますと考えます。

そして、ごみのほうの一般廃棄物についての最後の質問でございますが、これは要望をさせていただきますので、10月から広島中央エコパークの供用開始に伴い、ごみ袋は今

年12月まで現行の指定袋が使用可能である、しかしし尿料金については10月から見直しされますということでございます。9月末までし尿収集料金と10月以降の収集料金では、答弁書にもありましたように5人槽の合併処理槽を利用する場合、1回当たり平均1,700リットル程度の収集で、現在の金額に比べて約6,800円程度は料金が増えますよということでございますので、できましたらこれを少しでも据え置く必要があるのではないかと考えます。

また、多くの市民の方は、新施設は直接搬入する方もたくさんあるのですが、かなり遠くて不便になります。市内に廃棄物等の仮置場の設置の必要性もあるのではないかと思います。

今後、この2点について強く要望するわけですが、御検討をいただきたいと考えております。これで、一般廃棄物等の取扱いの質問については終わらせていただきます。

続きまして、財政健全化の経過と今後の取組についての質問でございます。

これにつきましては、令和元年12月13日に、理事者側から私たちに、どういう取組や見直しや内容を時期的に実施するかという一応お話がございました。その中で事務事業や、要するに人件費の見直しについて、まだ完全にできているものもあればできていないものもある、今継続中のものもございますので、その辺を含めてお伺いをさせていただきます。

まず、事務事業の見直しについて3点ほどお聞きします。

1つ確認でございますが、経常経費の一律マイナス5%や単市各補助金の削減5%は、今後の事業の費用対効果やその必要性を検証し、一律にはしないが経費の見直しは今後も継続していくということでよいのかお伺いします。

それと、②窓口業務の民間委託でございますが、現在よりコストがかかるのであれば、見直しはしないほうがいいのか、やめたほうがいいのかと個人的には思うわけですが、その辺についてもお答えをいただきたいと思います。

また、借地の賃借料、本市は今回2%ほど下げますよと。いったら当然効果額が出てくると思いますが、現在の効果額について教えていただきたい。

以上でございます。

副議長（山元経穂君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） 私ども、1点目と3点目についてお答えを申し上げます。

まず、1点目の事務事業の見直しに関しまして、経常的経費の見直し、これも継続して

行うことでよいのかという御質問であったと思っております。

冒頭、市長も御答弁申し上げておりますが、内部管理経費を含む経常的な経費、単市補助金につきましては、新たな事業の財源を確保するためにも事業の費用対効果やその必要性について毎年度検証を行う必要があるものと、このように考えております。これは、財政健全化計画が期間満了後におきましても、不断の取組として継続して行う必要があると考えております。その手法の一つといたしましては、マイナスのシーリングも考えるものと、このように考えております。

3点目の借地の関係でございますが、効果額ということにして申し上げますと、令和2年度から法定の利率の改正を踏まえまして、乗率を2%引き下げております。それによりますと、6.4%から4.4%に引き下げられたものということで、令和2年度におきましては、前年度比で約250万円の効果があつたものと、このように認識しております。

以上でございます。

副議長（山元経穂君） 市民福祉部長。

市民福祉部長（塚原一俊君） 窓口業務の民間委託についての御質問でございます。

昨年1年間、窓口業務についてその一部を民間に委託するという方向でいろいろ調査してまいりました。各新しいそういったシステムを導入した町であるとか、事業者さんにお会いしながらいろんな内容を精査した結果、こういうふうな形になっております。

今後なのですけれども、民間委託という形にこだわることなく、窓口業務の事務の効率化ということに焦点を置きまして、いろんな意味で、例えばパソコンであるとかAIとか、そういったものを導入するであるとか、そういった形も含めていろんな形でどのような姿が一番理想的なのかということを考えながら事業を進めていきたいと考えております。

副議長（山元経穂君） 1番下垣内和春議員。

1番（下垣内和春君） 3番目についてもう一度お聞きするのですが、令和2年度で250万円というのは全部の見直しをした金額ではない、今から貸主さんとの協議も当然出てくるとお思いますので、そこらを見込んでほとんどできたら、今250万円だと言われましたが、これは倍ぐらいになるのですかね、その辺について。

副議長（山元経穂君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） おっしゃるように借地料につきましては、これは全てでございますので、高額な借地料の面もございますので、その辺も踏まえまして、当然効果

額はさらに上がるものと認識しております。

以上でございます。

副議長（山元経穂君） 1 番下垣内和春議員。

1 番（下垣内和春君） その辺については、貸主さんもおられますので、その辺とよく協議をして今後対応をしていただきたいと思います。

続きまして、人件費のほうへ移らせていただきます。

人件費につきましては、3 点ほどお伺いをさせていただきます。

まず1 点でございますが、旅費制度の見直しを含めた給与の適正化は、来年度からの実施に向け関連団体——組合さんだと思うのですが——と協議をすることとしておりますと答弁されてはいますが、具体的にどのような協議をされるのかということがまず1 点。

それと、人件費の見直しについては、職員の定員管理の最適化が重要と考えていますが、人口規模や財政状況及び類似団体の状況を踏まえた本市の適正な職員数は何人と考えておられるかをお伺いします。

それと、令和元年1 2 月にあった職員の給料、市民の理解が得られる給与をつくって取り組んでいくということ、それはどういうことかについてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上でございます。

副議長（山元経穂君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） 人件費の見直しに関することでございまして、職員団体とどのような交渉をしているかということでございますが、協議していくものとしましては当然給与の適正化ということでございまして、これはラスパイレス指数の改善に向けたものも含めまして、そういった調整をしていくということでございます。具体的な中身については、これからも当然詰めていくわけでございまして、調整は必要であるということでございます。現在、減額措置を今年度末までする予定でありますが、適正化になりますと、ほかの事項もございしますので、それに基づいて行っていくことといたしております。

もう一点、職員の定数ということでございますが、議員おっしゃるように類似団体とか人口規模とか財政状況、様々な経緯もございます。御答弁の中で令和2 年3 月に一定には定員管理計画を策定いたしております。その中におきまして、目指している人数というのは2 4 0 名というのを目指しておりますが、ただこれは社会情勢等の変化や、議員もおっしゃいました様々な要因によりまして、いろんな条件を勘案しなければならないと思って

おります。そういった中で、職員数のあるべき水準を画一的に求めることはなかなか難しいであろうと考えております。平成30年7月豪雨災害から始まりまして、コロナ禍も受けまして、状況は幅広く変わっておりますし、職員が受け持つ業務も多種多様になっているという、そういった変化もございますので、そういった環境の変化を勘案しながら必要に応じましてこの計画の見直しは必要であると、このように考えております。

あと、市民から理解が得られる給与制度という御質問がございましたが、これは水準として一番分かりやすいのは国家公務員と我々地方公務員との給与水準を比較しますラスパイレス指数が一番分かりやすいのではなかろうかと思っております。現在は給与カットによりまして、一定にはラスパイレス指数は下がっております。ただ、これは一時的な下がりでございますので、今後継続した形とするならば、やはり適正化が必要と考えております。そうした中で、初任給の問題とか通常の昇給のペースとか、いろいろあろうかと思っております。総人件費の抑制となりました給与の面はもちろんでございますが、お話ございました職員数と組織の見直しによるとか、アウトソーシングとか、様々な形によりまして組織の見直しも含めまして総人件費の抑制に努めなければならないということで、総合的なあらゆる面を含めましてこの人件費の見直しは必要であると考えておりますので、よろしく願いいたします。

副議長（山元経穂君） 1 番下垣内和春議員。

1 番（下垣内和春君） 大体の話は分かりましたけれども、実際に令和2年度と令和3年度といえは13人の職員が減ってますよね。当然減るということは、給料を払わないのだから9,100万円ぐらいのマイナスは出てきているということだろうと思いますし、240名程度の職員に今はそのように考えていらっしゃる。今248名ですよ、職員さん。ということになると、七、八名多いという話ですよ。だから、実際給料については、私が単純に考えるのは、水道事業については給料は単独で水道事業の中で対応を今しているのではないかと考えます。だから、いろいろと数字については、なかなか今社会情勢とかいろんなことで変わってくると思います。ということになったら、なかなか関係団体と話をするのは大変、これが一番難しい問題ではないかと思うのです、財政健全化の中で、市長も実際に。2年前に給料カットという形で、大変市長は頑張ってやられてカットしてきたのですが、それが3年間ほどもう職員も給与をカットされている。職員さんにとっても仕事のモチベーションとかいろんなものが出てくるとは思うのですが、今後適正化だといっても、これは組合との話ですから、すぐ分かりましたという話にはなかなかならない

のなら、今のような職員も減っているという状況の中であれば、令和3年度の財政健全化の見直しの予算の中では7,600万円ぐらいの減額を見込んでいます。それはカット分でしょう、多分。でしたら、何とか給与のカット、要するに毎年1億円行くのではないかなと思えば、給与のカットは。要するに給与の減額は、部長、しないということでもいいのですよね、適正化をするということは、来年度は。それでよろしいのか、もう一度お聞きします。

副議長（山元経穂君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） 給与カットしないというのは、ここで今断言はできないと思いますが、ただ給与カットは一時的な措置でございますので、適正化は今後も続く恒常的な事情ということでございます。お話にございましたように、職員団体との交渉によりまして、労使合意が得られないという残念な結果の中で給与カットに至っている現状もでございますので、我々としてはその他の項目につきましても理解が得られるように当然説明しながら、相手方と交渉していきたいと、相手方の主張も大変分かる面もございますし、我々としても譲れない面もございますので、そうした中で、給与カットは一時的な減額でございますが、恒常的な給与の適正化というのは、最終的にはラスパイレス指数、これは議員のほうから先ほど水道職員の話もございましたが、一般行政職同士の比較でございますので、国と地方の公務員の。ですから、一般行政職は水道の職員は入りませんので、そういった意味でもそれぞれの学歴に応じた経験年数、経験人数での比較で、国を100とした場合の比較でございますので、それが1番目に見て給与水準が分かりやすい数値というのもございますので、そちらの是正も図りながら適正化も進めていかなければならないというのでございますので、今後引き続いてそれは取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

副議長（山元経穂君） 1番下垣内和春議員。

1番（下垣内和春君） この件については最後にしますが、今ラスパイレス指数、これは100を超えるということは許されないと、個人的には思います、財政健全化をしていて。今の県の平均が99.3というぐらいなんで、だったら県の平均か平均以下ぐらいで対応しながら、やりながら給与の減額はしなくても対応できるような状況を。適正化もすぐやって、すぐできるものではないと思いますが、対応と言われることなので、しっかり対応していただきたいと思います。ということは、令和4年度は減額はしないという

判断でよろしいだろうと思います。これは、引き続き大変だろうと思いますが、よく検討また協議を重ねていただきたいと考えております。

続きまして、歳入確保についてでございますが、歳入確保は本当に努力されて、全ての項目でプラスになっております。その中で、その他の収益の確保についての内訳と金額を教えてください。

副議長（山元経穂君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） 歳入確保のうち、その他の収入の確保ということでございまして、令和元年度と令和2年度を合わせまして金額を御紹介させていただきます。

まず、広報紙等の広告掲載ということで、これが60万円でございます。ネーミングライツが180万円、ふるさと納税が1,950万円、企業版のふるさと納税が510万円ということで、これで合計2,700万円ということでございます。

それで、現在、先ほど申し上げましたその他の収入ということもございますので、今後もちろんこれは取組は続けていくというものでございますし、その他の収入以外では税収をいかに増やすかというのもございますし、ふるさと納税につきましてはもう欠かせないものと思っておりますので、その他の収入と恒常的な収入を合わせまして歳入確保、これによりまして収支均衡、黒字に向けてますます当然取り組まなければならないと思っておりますので、歳入確保についてもこれも不断の取組と思っておりますので、それは鋭意取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

副議長（山元経穂君） 1番下垣内和春議員。

1番（下垣内和春君） しっかり取り組んでいらっしゃいますので、とにかく令和3年度はふるさと納税でも8,000万円ぐらいやろうというような今の計画になっておりますので、どうか歳入確保には今以上に力を入れてやっていただきたいと思います。

次ですが、財政健全化の一つの大きな柱は基金残高12億円以上を達成しますということですが、これは令和2年度決算では当然上回ると思います。そうしたときに、また新たな目標を設定するのかどうかについて伺います。

副議長（山元経穂君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） 基金残高のお尋ねでございまして、現状を鑑みますと、おっしゃるように12億円の確保というのは達成可能であろうかと、このように考えております。新たな基金残高の設定ということでございますが、財政調整基金が収支均衡を図る

上でもですし、長期的視野に立った場合には不測な事態にも対応できるということで、財政運営上も非常に効果があるものでございますし、ここの蓄えは多ければ多いほどいいと思っておりますし、適正な保有額というのはいろんな意味で財政指標におきましてもある程度の額は最低必要というのがありますので、新たな目標というよりは行財政運営に取り組んで行く中においても、必要最小限の額というのはあろうと思っておりますし、基金保有があればそれだけ財政的に余裕もあるということでございますので、その点は踏まえてまいりたいと思っております。

以上でございます。

副議長（山元経穂君） 1 番下垣内和春議員。

1 番（下垣内和春君） 多分、今の基金残高について、大きな目標 2 つありますが、もう一つが財政の黒字化でございますが、財政の黒字化については健全化計画の中でいつ頃達成を考えておられるかお伺いをさせていただきます。

副議長（山元経穂君） 総務企画部長。

総務企画部長（平田康宏君） お答えいたします。

健全化計画の中で、収支の黒字化ということでございますが、今のところ現在作業中でございますが、令和 2 年度の決算におきましては黒字の決算となる見込みというふうに思っております。ただし、単年度の黒字だけでは効果はございませんので、今後におきましても継続した取組を引き続き進めまして、この黒字化が続くように取り組んでまいらないと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

副議長（山元経穂君） 1 番下垣内和春議員。

1 番（下垣内和春君） 全くそうだと思います。財政の黒字化、この財政収支の比率の 100%を切っていくということについて、やっぱりこれは一時的にやっただけでは意味がないので、継続的にやっていくというのが基本的な考えだろうと思っておりますので、今後とも財政健全化につきましては努力をしていただくということでよろしくお願いしたいと思います。

それでは、最後に市長のほうに御質問させていただいて、私の再質問を終わらせていただきたいと思います。

今榮市長の下、財政健全化は市民の皆さんの御理解や御協力に、今順調にいとっていると私も考えております。だが、竹原市が将来にわたり弾力的かつ収支が均衡した持続可能な財政構造の確立が必要だと考えます。今後の財政健全化に向けてどのような取組をお考え

か、市長にお聞きしまして終わらせていただきたいと思います。

副議長（山元経穂君） 市長。

市長（今榮敏彦君） 財政健全化に関わる御質問という理解で承りまして、財政健全化というのは、安定的に持続可能な行政経営、運営をしていく上で不断の取組であり、必要不可欠なものであるというふうな認識をしております。議員各位並びに市民の皆様の御理解と御協力の下、今般の財政健全化計画を推進することができております。まだまだ中間年でございますので、さらなる取組が必要でありますし、これは何より今後の事業計画を推進する上でまだまだ十分なものというふうに認識をしてございません。ということは、やはり持続的に不断の取組として財政の健全化または行政改革等について引き続き取り組んでいかなければならないというふうに思っておりますので、御提言をいただきました今般の計画の見直しまたは今後の推進の考え方等については、鋭意検討する中で取組を進めてまいりたいというふうに思っております。よろしくお願いいたします。

副議長（山元経穂君） 以上をもって1番下垣内和春議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により、午後2時25分まで休憩いたします。

午後2時08分 休憩

午後2時23分 再開

〔議長交代〕

議長（大川弘雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

質問順位6番、川本円議員の登壇を許します。

7番（川本 円君） ただいま議長より登壇の許可をいただきました志政会の川本でございます。発言通告に従いまして、令和3年度第2回一般質問を行いたいと思います。よろしくお願いいたします。

このたびは、今榮市政の取組及び竹原市の将来像についてお聞きしたいと思います。

平成30年1月に竹原市長に就任されスタートした今榮市政も、はや3年半の時を迎えようとしております。市長就任時において、私たちのふるさと竹原は、大久野島や町並み保存地区などの豊かな自然と誇れる歴史・文化に恵まれ、これらの財産や市民の皆様の発想力を生かし、シティプロモーションに取り組み、街中のにぎわいを創出することにより「元気な竹原市」「夢ある竹原市」「住みよさが実感できる竹原市」の実現に挑戦するとし、少子高齢・人口減少社会や財政健全化など、竹原市においても今後さらに厳しい状況

が予測される中、高齢者も若者も活躍できる竹原市になるよう市職員と共に全力で行政運営に取り組まれているところであります。

また、平成31年3月には、今後の竹原市のまちづくりの骨格でもある第6次総合計画前期を打ち出し、基本理念を「『生まれてよかった、住んでよかった、帰ってきたい、住んでみたい』と思える元気な竹原市の実現」として、まちづくりに取り組まれ、将来都市像としては、将来像1、個性、将来像2、人材、将来像3、活力、将来像4、基盤の4つの柱に加え、重点テーマでもある平成30年7月豪雨災害からの早期復旧・復興に力を入れ邁進されているところであります。

これからは、その将来像の中から今榮市政が取り組まれた施策の実例とともに、その効果と今後の課題について伺いたいと思います。

まずは、将来像1、個性の中から、お聞きします。

目標像としては、竹原らしさを感じるまちに人々が集まり賑わいが生まれているとされております。具体的な施策の例としては、観光消費額の増加を通じたまちづくり、にぎわいづくりを推進するため、観光客の満足度の向上とリピーターの増加から消費額の増大につながる好循環を生み出す体験型観光商品の造成やメディアを活用した情報発信とした観光プロモーション、クラウドファンディングを活用した空き店舗等の活用推進やイベント支援などを行う、竹原駅前賑わい空間再生事業、本市に訪れたい、住みたい、関わりたい人を増やすためにたけはらファンクラブの創設をはじめ、ふるさと納税募集のサイトの拡充や広島ドラゴンフライズとの連携などのシティプロモーションが挙げられます。

今榮市長も、これらのプロモーション事業には就任当初より力を入れてきたと思いますが、実際に事業展開を行う上で、竹原市にどのような変化が見られたのか伺います。

また、現在のコロナ禍において、人とのコミュニケーションの取りづらい状況下で、今後どのような竹原らしさを発信されるのかを伺います。

次に、将来像2、人材の中から、お聞きします。

目標像として、子供たちが夢の実現に向け挑戦できる環境の確保、市民が自ら学び、協力しながら活躍しているとあります。例としましては、学校運営協議会を設置し、地域や保護者と学校が一体となって子供たちを育む開かれた教育課程の具体化を図ることのできるコミュニティ・スクールの導入事業、大学就学時等による転出者のUターンを促すため、一定期間以後の貸付金の返還を免除する未来の人材育成推進事業、子育て世帯の経済的な負担軽減を目的に中学生の入院に対する制度の拡充を行う乳幼児等医療費助成事業が

挙げられます。

人材を育てるということは、言葉以上に難しいことだと思います。特に学校教育、子育て支援については、竹原市を担う人材を育むことは、今後においても重点におかなければいけないことだろうと思いますが、市長は今の人口減少・少子高齢化の厳しい中、子供たちや市民にどのように夢の実現に向け挑戦できる環境を整備されるのか伺います。

次に、重点テーマの平成30年7月豪雨災害からの早期復旧・復興についてお聞きします。

この災害においては、残念ながら人的被害で関連死を含めた6名の命が奪われました。さらに、市内各地で発生した土砂災害による住宅被害や交通網の部分的な遮断、断水、竹原の企業や農業への被害も忘れることはできません。災害発生時より、市長を中心とした災害対策本部が設置され、情報が錯綜する中、職員一人一人が懸命に活動されていたのを今も覚えております。

また、復旧への取組としては、被災者の支援に担当部署を超えての活動も忘れてはいけません。復興プランの期間が延長されることとはなりましたが、確実に復旧・復興が前進されているのではないかと思います。さらに、国からの財政的支援はもとより、地元消防団、警察、自衛隊や一般のボランティアの支援についても感謝をしなければと思っております。

ここで伺いたいのは、災害を経験した竹原市は、ここで何を学び今後も起こり得るであろう様々な災害に対して、どのような備えが必要なのか、また市民の不安をどれだけ解消できるかなど、寄り添った支援も重視されることとなります。復旧プランの最終年度に当たり、災害対応の検証と今後の対応について市長の御所見をお伺いします。

最後になりますが、このたびは、総合計画、財政健全化、災害復興・復旧を中心として伺いましたが、今榮市政が行ってきた施策が今後においても有効的に働くことはもちろんのこと、様々な経験を通して省みる作業も必要でないかと思っております。市長の任期もあと数か月となっており、残された任期をどのような思いで全うされるのか、また本市が目指す「元気と笑顔が織り成す暮らし誇らし、竹原市。」の実現に向けて、引き続き竹原市政のかじ取りを担う意志がおりなのか、御所見をお伺いして、私の質問を終わりとします。よろしくお願いいたします。

議長（大川弘雄君） 順次答弁願います。

市長。

市長（今榮敏彦君） 川本議員の質問にお答えをいたします。

第6次竹原市総合計画の将来像1に掲げる「自然・歴史・文化に育まれ、人々に守られ磨かれた資源が人々を魅了する賑わいのあるまち」の実現に向けて、まちに人が集い、賑わいが生まれているという目標像を掲げ、観光・交流や移住・定住、コンパクトな市街地といった施策分野において、人の流れをつくり、人を呼び込む取組を進めております。

そのためには、本市の魅力の国内外への発信が重要であると考え、就任当初から重点事項の一つとして、プロモーションに取り組んできたところであります。

具体的には、竹原市内のスポットを撮影した動画配信、テレビや新聞などメディアを活用した観光情報等の発信といった観光プロモーションや移住・定住セミナーなどイベントへの参加等を通じて、市内外の方へ竹原を知っていただく機会を提供し、町の賑わいづくりにもつなげる交流人口や関係人口の増加に向けて、取り組んでいるところであります。

また、昨年8月に、竹原を応援してくださる方が集うたけはらファンクラブを立ち上げたところ、市民の皆さんや竹原出身者の方のみならず、これまでプロモーションの取組を通じて御縁のつながった著名人の方や、広島ドラゴンフライズをはじめとする企業や団体との連携の取組がきっかけで興味を持ったという方にも会員となっていており、徐々にではありますが、本市の魅力をお伝えできているものと認識をしております。

こうした取組の結果、令和元年及び令和2年の2か年で、本市が把握しているだけでもテレビ、ウェブ、雑誌、CMなどに200回以上取り上げられており、また参加した移住・定住セミナーにおいては、オンライン実施も含め600名を超える方に参加いただくなど、これまでの県内外への積極的なプロモーション活動により、多くの皆様に本市を知っていただけたものと考えております。

現在、新型コロナウイルス感染症の拡大による外出や移動の自粛要請、イベント等の開催中止などにより、本市への来訪者は大きく減少しております。このような状況は、当分の間、続くと思込まれることから、イベント等のオンライン配信や国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した竹原製品のECサイトでの販売などを実施しており、コロナ禍においても変わらない本市の魅力を、引き続き市内外の多くの皆様へお伝えしながら、アフターコロナを見据え、新しい生活様式を踏まえた人が集い、賑わいが生まれるまちづくりに取り組んでまいります。

次に、将来像2に掲げる「“文教のまちたけはら”の精神を受け継ぎ、地域を支え、世界中で活躍する人々を輩出するまち」の実現に向けて体系づけている子育て支援や学校教

育等の施策につきましては、たけはら元気プロジェクトにも位置づけ、重点的に取組を推進しているところであります。

主な取組といたしましては、たけはらっこネウボラを中心に、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実を図るとともに、認定こども園の整備などによって多様化する保育ニーズへの対応や子育てへの経済的支援の拡充を行うなど、安心して楽しく子育てができる環境づくりに取り組んでおります。

また、こども園等の保育教諭と小学校の教員がそれぞれの授業、保育を参観する研修を立ち上げ、相互理解を深めることで、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿をお互い共有しながら就学前教育期と小学校入学期の円滑な接続を図る取組を進めております。義務教育期におきましては、コミュニティ・スクールを活用した地域と共にある信頼される学校づくりや、主体的な学びの創造等による確かな学力の向上、道德教育の充実等による豊かな心の育成、食育の充実等による健やかな体の育成、小中一貫教育や学校の適正配置の検討など充実した教育環境づくりを取組の方向性として定め、各種教育施策を展開し、夢を持ち、多様な人々と協働し、社会を主体的に生き抜くことができる人材の育成を目指し取り組んでおります。

今後はこうした将来像2の実現を目指した事業を引き続き実施することに加え、新型コロナウイルス感染症への対応など、新たな社会変化にも即応しつつ、昨年度から取り組んでいる未来の人材育成事業として、中学生の海外派遣事業等によるグローバル化への対応や奨学金返還免除によるUターンの促進等、新たな事業を創出することにより、子供たちが夢の実現に向け挑戦できる環境を整備し、地域を支え活躍する多様な人材を育成するよう取り組んでまいります。

次に、平成30年7月豪雨災害からの早期復旧・復興についてであります。

本市では、平成30年11月に平成30年7月豪雨災害竹原市復旧・復興プランを策定し、「くらしの再建」「まちの復旧」「そなえの強化」を3つの柱として、復旧・復興に向けた取組を行ってきたところであります。

「くらしの再建」につきましては、被災者に対する支援金や義援金等の支給、また宅地内土砂の撤去等を進めるとともに、平成30年10月に竹原市地域支え合いセンターを立ち上げ、関係機関と連携し、被災者が安心した日常生活を取り戻せるよう、生活相談支援や、戸別訪問を通じた見守りや声かけ等の支援を進めてまいりましたが、4月1日からは相談業務を引き継ぎ、継続して取り組んでおります。

「まちの復旧」につきましては、道路、河川等の公共施設、農地、農業用施設等の復旧工事を進め、令和２年度中の事業完了を目指しておりましたが、建設事業者の手持ち工事量が多く、必要な技術者の確保等が困難なことから、工事入札の不調・不落になるケースが多く発生をし、事業の進捗に遅れが生じたため、竹原市復旧・復興プランを１年間延長をし、令和３年度中での事業完了を目指し、引き続き取り組んでいるところであります。

「そなえの強化」につきましては、災害から命を守るためには、災害が発生する前に避難所等の安全な場所へ避難することが最も重要であると考えており、命を守る避難行動につなげていくため、広島県と連携し、自主防災組織や地域住民が避難を呼びかける体制づくりを推進しております。

また、竹原市防災ハザードマップの作成や、防災・減災に関する専門的な知識と技能を有する竹原市地域防災リーダーの育成、さらに、平成３０年７月豪雨災害後、新たに９社の企業と災害応援協定を締結し、防災・減災についての強化に取り組んでまいりました。

防災・減災の取組は行政のみでなく、自治会やボランティア団体、消防署、消防団、警察などの防災関係機関と継続的に進めていくことが、災害への事前の備え、災害時における市民に寄り添った対応や支援、早期の復旧・復興につながっていくものと考えており、引き続き効果的な危機管理体制の構築に努めてまいります。

私は、平成３０年１月の市長就任以来、住みやすさが実感できる元気な竹原市の実現を目指し、竹原市の歴史と文化、恵まれた自然環境や地域で活躍する多様な人材といった、竹原市が持つ様々な誇れる資源や財産を生かした市政運営を掲げ、先ほど申し上げたような、市外の方に竹原市を知っていただくためのプロモーション、子育て支援や充実した教育環境づくり、産業振興や地域福祉の充実といった施策に、市民の皆様からの声も聞きながら真摯に取り組んでまいりました。

こうした中起こった平成３０年７月豪雨災害では、市民生活と地域経済に甚大な被害が発生しましたが、その復旧・復興を最優先事項として、市民、関係者及び市役所一丸となって取り組んできた結果、今年度中の全ての災害復旧工事の完了が見えてきたところであります。

しかしながら、第６次竹原市総合計画の中で、１０年後の目指すべきまちの将来像として掲げた、市民の皆様が住みやすさを実感し、誇らしいと思える元気な竹原市の実現に向けた取組はまだ道半ばであり、新型コロナウイルス感染症への対応という新たな課題もございいます。さらに、少子高齢化、人口減少社会のさらなる進展やＳＤＧｓ、デジタルトラ

ンスフォーメーションへの対応など、本市を取り巻く社会経済環境は大きく変化をしております。

私といたしましては、市民の皆様の信任をいただけるのであれば、こうした新たな環境の変化に柔軟に対応しつつ、「『生まれてよかった、住んでよかった、帰ってきたい、住んでみたい』と思える元気な竹原市の実現」に向け、引き続き全力で取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

議長（大川弘雄君） 7 番川本円議員。

7 番（川本 円君） ありがとうございます。再質問ということなのですが、1 点だけ伺いしたいと思います。

答弁書をよく読ませていただきましたので、中身を見て十分理解しましたので、個別にお聞きすることはここではございません。ただ、市長が就任されて6 か月後にちょうどあの7月の豪雨災害が起きまして、復興・復旧に対応されてきたということで、少し落ち着いたかなと思ったら、今度は今のコロナ感染症対策に追われることになりました。これは、いずれも竹原市だけの問題ではありませんが、この間今榮市長も思い描いた市政運営なり、施策なり、十分に表せなかったのではないかと。また、設定された目標に届いていなかった部分があるのではないかとというふうに私は思っております。当然のことながら、市長自身も歯がゆい思いをしているのではないかと、私の勝手ではありますがそういうふうに思っております。でも、そうした暗いニュースにいつまでも振り回されてはいけませんし、市民の皆様もそう願っているとは思いません。復旧・復興プランの後の竹原は一体どのようなになっているのか、それからアフターコロナに向けた竹原市の活性化はどうなっているのか、非常に市民の皆様が注目していると思っております。

ここで、次の市長選に対する公約を言ってくれとまでは言いませんが、少しでも明るいニュースを届けられるように、また次の新しい竹原が届けられるように、市民の皆様に向けて熱い思いまたはお言葉を発信していただければと思いますが、いかがでしょうか。

議長（大川弘雄君） 市長。

市長（今榮敏彦君） 平成30年1月に就任して3年6か月が経過いたしております。私自身のみならず、議員の皆様または市民の皆様にとって平成30年の豪雨災害、それから1年以上も長引いております新型コロナウイルスの感染症に遭遇してこの時代を生きているということは、非常に重たいといえますか、未曾有の災害から今まで経験したことのな

い感染対策への対処，対応というものを共有した時代を皆さんと一緒に生きている。

そうした中で，３年半前に多くの皆様の信任をいただきまして就任をさせていただいたわけであります。議員からお話がありましたように，なかなか思うように行政を進めることができなかった時期というのは，それぞれ共有をしていただけているのではないかというふうに思っております。今までの私自身の経験，そして就任後の立場としての市政運営の中でも，やはり思いどおりの行政運営ができていないということは紛れもない事実であるかというふうに思っております。しかしながら，行政の推進というのは本当に未来永劫，持続的に，この町がある限りずっと続くものでもあります。ここに生きる竹原市民の皆様と共に竹原市政，行政というものは進むべきものであります。果敢に目の前に降りかかる多くの事案または災害も含めた，経験をしたことのないような事柄にも適切に対応しながら進めていくのが行政の役割でもあるし，我々の使命ではないかというふうに思っております。

世の中全体が非常に難しい時代と言われて久しいわけでありますけれども，こういう時代だからこそ未来に向かって夢を描き，その夢に向かって進んでいく，このことこそが行政のトップとして就任をさせていただいている私の大きな使命であり，命題であるというふうに思います。今まさに竹原市に置かれる課題というものはたくさんあります。この課題解決こそが，夢に向かって前に進める大きな一歩というふうに捉えています。今まで取り組んできた成果も確かにありますけれども，さらにこれに磨きをかけ，未来に向けた明るい竹原市を築いていくために，誇らしい愛すべき竹原市を築いていくために，皆さんと共に同じ時代を歩んでまいりたいというふうに思っています。

そうした意味で，先ほど信任をいただけるのであれば，引き続き挑戦をしていきたいというふうに申し述べましたが，これからの難しい時代をさらに市民の皆様と議員の皆様と共に歩む決意をもって議員の今回の質問のお答えとさせていただきたいというふうに思います。共に頑張ってまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（大川弘雄君） 以上をもって７番川本円議員の一般質問を終結いたします。

これをもって一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

今後のスケジュールですが，会期日程表のとおり６月２５日午前１０時から会議を再開することとし，本日はこれにて散会いたします。

午後２時５０分 散会